

# 身体拘束に関するアンケート調査結果

令和5年2月

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課



## 一 目 次 一

### I 調査概要

1 調査目的 .....	1
2 調査方法及び内容	
(1) 調査の内容及び対象施設	
(2) 調査時点	
(3) 調査方法	
3 回答状況等	

### II 結果概要

1 介護保険事業所の取組状況等調査 .....	2
2 利用者家族への意識調査 .....	1 7

### 【資料】

1 集計結果	
(1) 取組状況等調査 .....	2 2
(2) 意識調査 .....	4 8
2 調査票	
(1) 取組状況等調査 .....	5 4
(2) 意識調査 .....	6 7



# 令和4年度 身体拘束に関するアンケート調査結果について

## I 調査概要

### 1 調査目的

平成12年の介護保険法施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は禁止とされた。また、平成18年には介護保険施設等における身体拘束廃止未実施減算の制度が創設され、同年施行の「高齢者虐待防止法」では身体拘束は身体的虐待に当たるとされている。

県では、研修会の開催、身体拘束ゼロ宣言の呼びかけ、身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催や介護サービス事業者に対する運営指導等により、身体拘束の廃止に向けて様々な取組を行っている。

この調査は、施設等での身体拘束廃止の取組状況や利用者家族等の意識等の実態を把握し、今後の施策推進や運営指導に資することを目的として実施したものである。

### 2 調査方法及び内容

#### (1) 調査の内容及び対象施設

##### ア 事業所に対する身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査（取組状況調査）

・下表の1,308事業所

##### イ 利用者家族に対する身体拘束に関する意識等アンケート調査（意識調査）

・1,308事業所において任意で選出した利用者家族及び認知症の人と家族の会静岡県支部会員の合計2,309人を対象。

・選出数は事業所種別に応じて、特養、老健、療養型、医療院は各3名、それ以外は各1名を選出し、認知症の人と家族の会静岡県支部は個人会員を対象とした。

事業所種別	(略称)	対象事業所	回答数	回答率
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	特養	284	148	52.1%
介護老人保健施設	老健	132	57	43.2%
介護療養型医療施設	療養型	5	2	40.0%
介護医療院	医療院	27	14	51.9%
特定施設入居者生活介護	特定施設	143	74	51.7%
短期入所生活介護	ショートステイ	54	21	38.9%
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	G H	401	200	49.9%
(看護) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能	197	84	42.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着特定施設	17	6	35.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着特養	48	25	52.1%
施設種別無回答		—	86	—
計		1,308	717	54.8%

#### (2) 調査時点

令和4年8月1日

#### (3) 調査方法

##### ア 身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査（取組状況調査）

調査時点で指定を受けている対象事業所等に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により無記名で直接返送。なお、回答にあたっては、事業所職員全体の意見として、組織のトップである施設長や病院長等の記載をお願いした。

##### イ 身体拘束に関する意識等アンケート調査（意識調査）

施設利用者の家族等については、施設利用者への面会の際などに各施設から調査票を配布。また、在宅介護者については、認知症の人と家族の会静岡県支部に依頼し、郵送にて会員に調査票を配布。いずれも、回答は無記名とし、同封の返信用封筒により直接返送とした。

### 3 回答状況等

調査事項	取組状況等調査(事業所向け)	意識等調査(利用者家族向け)
調査対象	1,308事業所	2,309人
回答数(回答率)	717事業所(54.8%)	819人(35.4%)

## II 結果概要

### 1. 介護保険事業所の取組状況等調査結果の概要

- ◆今回の調査の結果、回答のあった事業所のうち、身体拘束が実施されている利用者（被拘束者）の人数は368人、その割合（拘束率）は1.2%であり、平成14年の調査開始以降、被拘束者数・拘束率ともに減少している。そのうち、適正な手続きを踏まずに拘束が実施されている利用者の割合は4.6%であり、人数、割合とも減少傾向にある。
- ◆身体拘束が禁止されている具体的行為の中で、実際に行われている拘束の割合は、「ミトン型手袋等」（前回1位）、「ベッド柵」（前回2位）、「Y字ベルト」（前回3位）の順で高く、意識改善は図られているものの、これらの行為が身体拘束にあたるという意識は低い結果となった。
- ◆これらを踏まえ、各事業所が身体拘束廃止を推進するために、県は運営指導の強化に加え、「身体拘束ゼロ宣言」の呼び掛けや、「身体拘束廃止推進員養成研修」等研修の周知及び参加勧奨を、今後とも積極的に行っていく必要がある。

#### 1 身体拘束の実施状況～拘束率1.2%、うち不適正な拘束は4.6%～

回答のあった事業所の利用者31,523人のうち、368人（前回36,210人のうち、561人）に身体拘束が実施されていた（図表1）。利用者数に対する被拘束者数の割合（以下「拘束率」）は1.2%（前回1.5%）であり、事業所別にみると、介護療養院が7.8%と最も高い結果となった。（図表2）

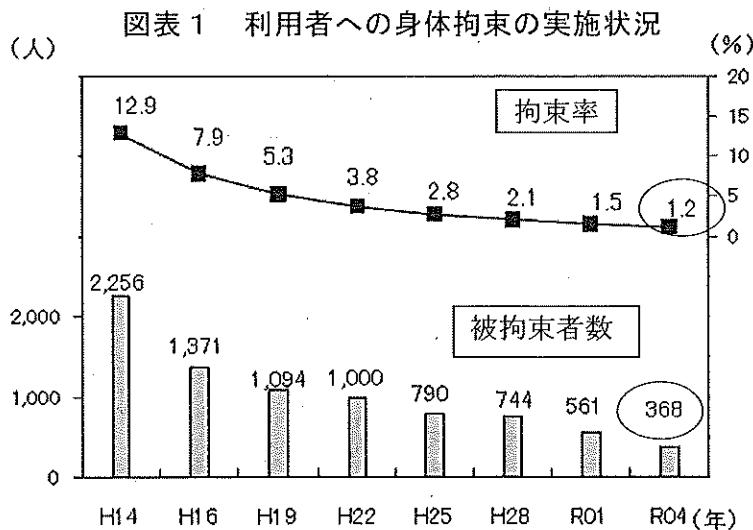
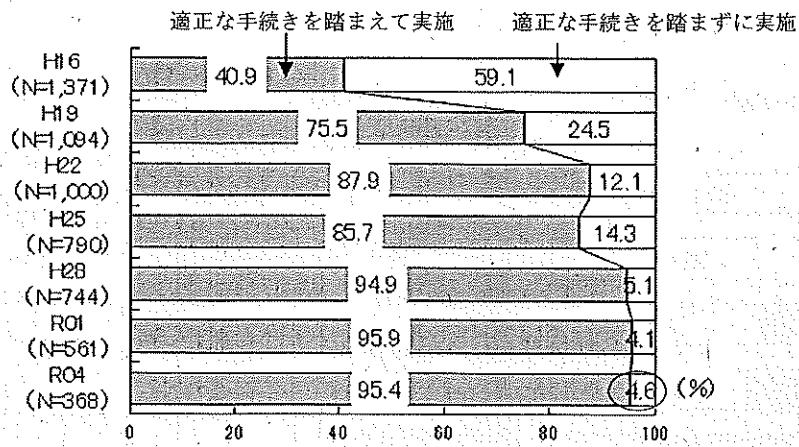


表2 事業所別にみた利用者への身体拘束の実施状況

	特養	老健	療養型	介護 医療院	特定施設	ショート ステイ	G H	小規模 多機能	地域 密着 特定	地域 密着 特養	種別 不明	合計
利用者数	10,861	5,000	53	1,021	3,687	953	3,297	1,677	165	732	4,077	31,523
被拘束者数	86	115	1	80	15	7	18	5	2	0	39	368
拘束率	0.8%	2.3%	1.9%	7.8%	0.4%	0.7%	0.5%	0.3%	1.2%	0.0%	1.0%	1.2%
構成比	利用者	34.5%	15.9%	0.2%	3.2%	11.7%	3.0%	10.5%	5.3%	0.5%	2.3%	12.9%
	被拘束者	23.4%	31.3%	0.3%	21.7%	4.1%	1.9%	4.9%	1.4%	0.5%	0.0%	10.6%
												100.0%

さらに、適正な手続き※(次頁参照)を踏まずに実施されている被拘束者数は、17人（前回23人）で、被拘束者数に対する割合は4.6%（前回4.1%）となっている。（図表3）。

図表3 被拘束者に対する適正な手続きの有無

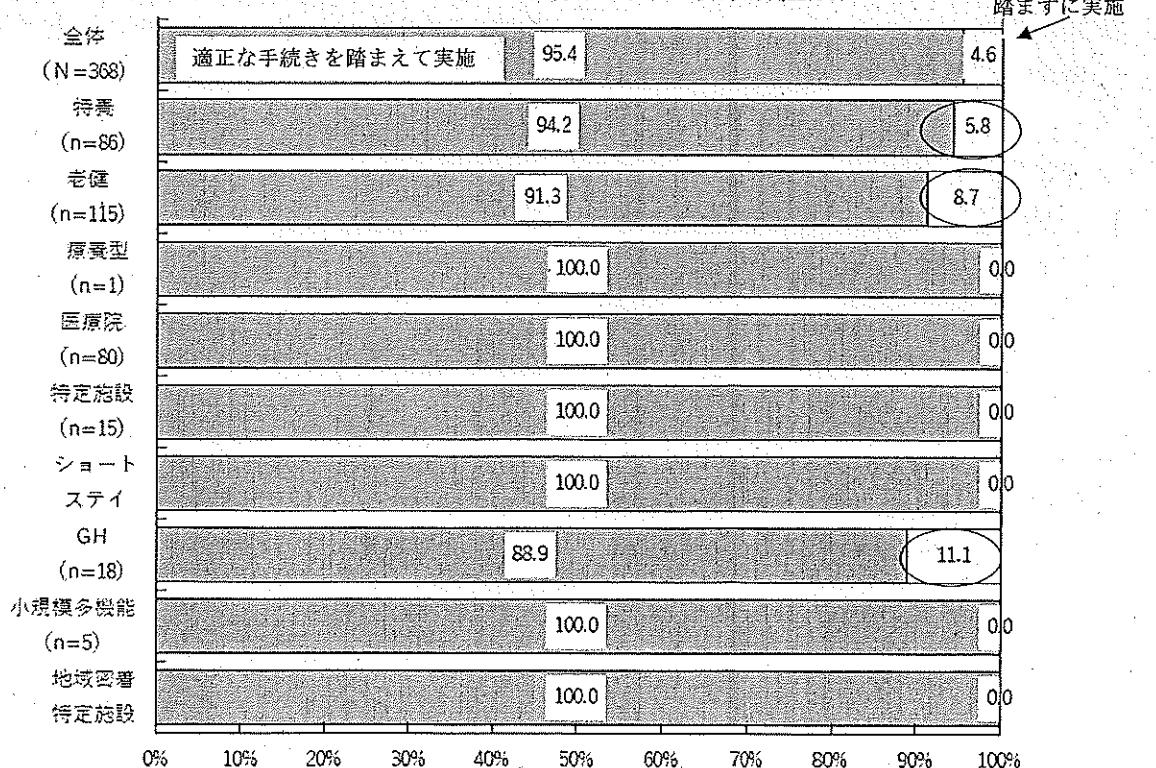


注) Nは割合算定上の分母となるデータ数を表す。

事業所種別にみると、適正な手続きを踏まずに実施している被拘束者の割合は、特養5.8%、老健8.7%、GH11.1%となっている。一方、療養型、医療院、特定施設、地域密着特養等では、適正な手続きを踏まずに実施されている割合は0%であった。

GHについては、被拘束者数こそ少ないものの、適正な手続きを踏まずに実施されている身体拘束の割合が高いことから、身体拘束する場合の適正な手続きを行うよう指導を徹底していく必要がある。

図表4 被拘束者に対する適正な手続きの有無 (R04 事業所種別)



事業所における身体拘束の実施状況については、今回の調査で回答のあった 717 事業所（前回 773 事業所）のうち、何等かの身体拘束を実施している事業所は 102 事業所、14.2%（前回 114 事業所、14.7%）であり、平成 14 年の調査開始以降、その割合は、減少傾向にある。（図表 5）そのうち適正な手続きを踏まずに身体拘束を実施している事業所の割合は 1.0%（前回 0.8%）であり、前回調査から、0.2 ポイント上昇した。（表 6）

図表 5 事業所における身体拘束の実施状況

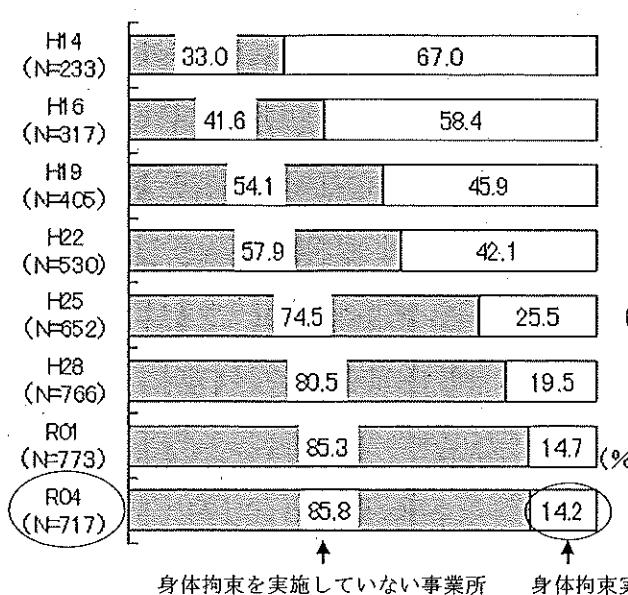


表6 身体拘束の状況(事業所)

	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
回答事業所	317	405	530	652	766	773	717
何等かの身体拘束を実施している事業所	185	186	223	166	149	114	102
適正な手続きを踏まえていない事業所	32	33	32	22	16	6	7
回答事業所に対する不適正な事業所の割合	10.1%	8.1%	6.0%	3.4%	2.1%	0.8%	1.0%
実施事業所に対する不適正な事業所の割合	17.3%	17.7%	14.3%	13.0%	10.7%	5.3%	6.9%

#### ※ 適正な手続き

身体拘束を実施する際に、以下の 3 要件を満たすことを事業所全体で判断し、利用者や家族に説明すること。また、拘束の態様・時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

#### 【3 要件】

- ①切迫性（生命・身体の危険が著しく高い）
- ②非代替性（他に介護方法がない）
- ③一時性（身体拘束が一時的な場合）

#### (参考)

- ・拘束率 = 被拘束者数／利用者数
- ・構成比（利用者数） = 利用者数／利用者数の合計
- ・構成比（被拘束者数） = 被拘束者数／被拘束者数の合計

## 2 身体拘束として禁止されている具体的行為に対する実態と意識

～「ミトン型手袋等をつける、ベッド柵で囲む」という行為が身体拘束であるという意識は高まっているが、依然として実施している割合が高い。

### ①身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為 11 項目の状況

身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為 11 項目に関する意識について尋ねたところ、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける」が「身体拘束にあたると思う」と回答した事業所は 92.1%（前回 93.5%）であり、前回に引き続き最も意識が低い結果となった。それ以外の項目では、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る」（94.4%、前回 95.3%）「自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。」（95.3%、前回 96.6%）、「行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる」（95.3%、前回 96.1%）の順で身体拘束にあたるとの意識が低い結果となった。（図表 7 (1)）

具体的行為 11 項目のうち、実際に拘束が実施されている割合も、「ミトン型手袋等」（42.1%、前回 43.1%）が最も多く、続いて「ベッド柵（サイドレール）」（21.5%、前回 21.3%）、「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」（16.5%、17.1%）の順となっている。（図表 7 (2)）

全般的に減少傾向にあるが、依然ミトン型の手袋等による拘束が高い割合で実施されている。（174 人、前回 283 人）

図表7 具体的行為に対する実態と意識

(1)【意識】身体拘束にあたると思うと回答した割合(ワースト5)（意識が低い順）

	H22	H25	H28	R1	R4	増減
「ミトン型の手袋等」	85.8%	87.0%	88.0%	93.5%	92.1%	△1.4%
「チューブを抜かないようにひも等で縛る」	91.9%	92.5%	93.1%	95.3%	94.4%	△0.9%
「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」	92.6%	93.7%	93.0%	95.5%	95.7%	0.2%
「向精神薬の過剰服用」	90.6%	94.0%	93.2%	96.1%	95.3%	△0.8%
「ベッド柵(サイドレール)」	91.9%	91.3%	93.6%	96.6%	95.3%	△1.3%

(2)【実態】行われている身体拘束の構成比（実施率の高い順）

	H22	H25	H28	R1	R4	増減
「ミトン型の手袋等」	②26.4%	②27.9%	①33.8%	43.1%	42.1%	△1.0%
「ベッド柵(サイドレール)」	①37.4%	①29.3%	②28.6%	21.3%	21.5%	0.2%
「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」	③24.9%	③25.5%	③22.4%	17.1%	16.5%	△0.6%
「介護衣(つなぎ服)」	6.2%	8.3%	6.6%	7.8%	8.7%	0.9%
「徘徊しないようにベッドなどにひも等で縛る」	1.1%	1.9%	3.4%	3.4%	0.0%	△3.4%

## ② 「ミトン型手袋等の装着」を行っている事業所の解消に向けた取組

実施率が 42.1%と最も高い「ミトン型手袋等の装着」を行っている事業所のうち「点滴や経管栄養等のためのチューブの抜去を防止するため（75.5%）」を理由としている事業所が、そのような行為を行わないために行っている取組を尋ねたところ、「できるだけ対象者がさわらない場所にチューブを固定する等の工夫をしている」が 91.9%、「食事を経口摂取するための咀嚼や嚥下の訓練を行っている。」が 24.3%で、「特に行っていない」が 2.7%であった。「皮膚の搔きむしりや傷口等にさわることを防止するため（46.9%）」を理由としている事業所にも同様に尋ねたところ「治療薬や保湿剤等の塗布を適切に行っている」が 88.0%、「特に行っていない。」は 0.0%であった。（表 7-2）

今後は、ミトン型手袋装着の主な原因となっている「経管栄養」や「おむつ」を外していくといった取組みにも力を入れていく必要がある。

表 7-2 ミトン型手袋等の装着を行っている事業所における解消に向けた取組

ミトン型手袋等の装着理由	具体的な取組	
点滴や経管栄養等のためのチューブの抜去を防止するため（75.5%）	できるだけ対象者がさわらない場所にチューブを固定する等の工夫	91.9%
	食事を経口摂取するための咀嚼や嚥下の訓練	24.3%
	特に行っていない（理由：取組を行っても改善が見込めないため）	2.7%
皮膚の搔きむしりや傷口等にさわることを防止するため（46.9%）	治療薬や保湿剤等の塗布を適切に実施	88.0%
その他（16.2%）	特に行っていない	0.0%

※複数回答（回答割合の高い順に掲載）

## ② 「ミトン型手袋等の装着」以外の身体拘束を行っている事業所における解消に向けた取組

「ミトン型手袋等の装着」以外で実施率の高い身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為を行っている事業所に、そのような行為を行わないために行っている取組を尋ねた。「自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）や壁で囲む（実施率 21.5%）」に該当者がいる事業所は「ベッドから転落してもけがをしないような環境整備」（68.8%）、「見守りを強化」（62.5%）の順で多く、「特に行っていない」は 3.1%であった。

「車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。（実施率 16.5%）」に該当者がいる事業所については「職員が見守りできる範囲で過ごしてもらっている」（88.9%）、「体にあつた車椅子を使用している」及び「ずり落ち防止のために滑り止めやマットを使用」（59.3%）の順で多く、「特に行っていない」は 3.7%であった。

「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる」（実施率 8.7%）に該当者がいる事業所は「排泄状態のチェックを頻回に行い、汚れた状態を長く保たないよう心がける」（78.9%）、「見守りを強化」（52.6%）の順で多く、「特に行っていない」は 0%であった。（表 7-3）

今後、事故の起きない環境整備や見守りの強化に加え、アセスメントや委員会等の場で身体的拘束を誘発する原因を職員間で検討することや研修等を通じ職員の身体的拘束に対する理解度を高めていく必要がある。

表7-3 「ミトン型手袋等の装着」以外の身体拘束を行っている事業所における解消に向けた取組

具体的な行為	具体的な取組	
自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）や壁で囲む（実施率21.5%）	ベッドから転落してもけがをしないような環境整備（低床ベット、床マット等）	68.8%
	見守りを強化	62.5%
	離床センサー等を設置している	40.6%
	特に行っていない（理由：取組を行っても改善が見込めないため）	3.1%
車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける（実施率16.5%）	職員が見守りできる範囲で過ごしてもらっている	88.9%
	体にあった車椅子を使用	59.3%
	ずり落ち防止のために滑り止めやマットを使用	59.3%
	特に行っていない（理由：回答なし）	3.7%
脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる（実施率8.7%）	排泄状態のチェックを頻回に行い、汚れた状態を長く保たないよう心がける	78.9%
	見守りを強化	52.6%
	皮膚観察を行い、塗り薬で痒みを防止	47.4%
	特に行っていない	0.0%

※複数回答（回答割合の高い順に掲載）

### ③身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の不適切なケアについて

身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の不適切なケアについて身体拘束にあたるか意識を訪ねたところ「車椅子のタイヤの空気を抜いたり、車椅子の後ろに椅子などを置いて、車椅子で自走できないようにしている」が99.0%、「ベッドの周りに障害物を置いてベッドから降りられないようにしている」及び「わざと重い椅子に座らせたり、椅子を壁や柱にぴったり付けて、自力で立ち上がることができなくしている」が98.5%など、いずれの項目についても9割以上の事業所が身体拘束にあたると回答している。（表7-4）

表7-4 身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の不適切なケアについて

不適切なケアの内容	割合
車椅子のタイヤの空気を抜いたり、車椅子の後ろに椅子などを置いて、車椅子で自走できないようにしている	99.0%
ベッドの周りに障害物を置いてベッドから降りられないようにしている	98.5%
わざと重い椅子に座らせたり、椅子を壁や柱にぴったり付けて、自力で立ち上がることができなくしている	98.5%
強い口調で叱責するなど言葉で相手の心身の動きを封じ込めている	98.4%
ナースコールの電源を切っている	96.1%

### 3 利用者の状況と身体拘束の実施状況

～経管栄養・要介護度4・認知症程度（日常生活自立度）Mの利用者に対する拘束率が高い結果に～

#### ① 利用者の性別による実施状況

利用者の性別の構成は、男性利用者が24.2%、女性利用者が75.8%である。

被拘束者の性別の構成は、男性利用者が26.4%、女性利用者が73.6%であるが、拘束率は男性が1.4%（前回2.2%）、女性が1.2%（前回1.7%）と、前回同様、男性の方が高い結果となっている。（図表8）

図表8 性別にみる身体拘束の状況

	男性		女性		計	
	R1	R4	R1	R4	R1	R4
利用者数	7,876	6,309	23,076	19,790	30,952	26,099
被拘束者数	170	87	388	243	558	330
拘束率	2.2%	1.4%	1.7%	1.2%	1.8%	1.3%
構成比(利用者数)	25.4%	24.2%	74.6%	75.8%	118.6%	100.0%
構成比(被拘束者数)	30.5%	26.4%	69.5%	73.6%	169.1%	100.0%

※無回答の事業所があるため、計は図表2及び3と一致しない。

#### ② 利用者の性別・年齢別による実施状況

年齢別にみると、「65歳未満」の拘束率が1.6%であり、最も高い。さらに、性別・年齢別にみると、男性は、「65歳以上74歳以下」及び「85歳以上94歳以下」の拘束率が1.5%で最も高く、女性については、「65歳未満」が2.3%で最も高い結果となった。（図表9）

図表9 性別・年齢別にみる身体拘束の状況

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85～94歳	95歳以上	計
【男性】利用者数	174	812	2,122	2,673	528	6,309
【男性】被拘束者数	2	12	28	40	5	87
拘束率	1.1%	1.5%	1.3%	1.5%	0.9%	1.4%
構成比(男性利用者数)	2.8%	12.9%	33.6%	42.4%	8.4%	100.0%
構成比(男性被拘束者数)	2.3%	13.8%	32.2%	46.0%	5.7%	100.0%
【女性】利用者数	132	852	4,486	10,728	3,592	19,790
【女性】被拘束者数	3	11	64	124	41	243
拘束率	2.3%	1.3%	1.4%	1.2%	1.1%	1.2%
構成比(女性利用者数)	0.7%	4.3%	22.7%	54.2%	18.2%	100.0%
構成比(女性被拘束者数)	1.2%	4.5%	26.3%	51.0%	16.9%	100.0%
【計】利用者数	306	1,664	6,608	13,401	4,120	26,099
【計】被拘束者数	5	23	92	164	46	330
拘束率	1.6%	1.4%	1.4%	1.2%	1.1%	1.3%
構成比(計利用者数)	1.2%	6.4%	25.3%	51.3%	15.8%	100.0%
構成比(計被拘束者数)	1.5%	7.0%	27.9%	49.7%	13.9%	100.0%

※無回答の事業所があるため、計は図表2及び3と一致しない。

### ③ 利用者の医療状況別による実施状況

医療行為を受けている利用者に対する拘束率は、全体で 7.6%（前回 9.6%）であり、医療行為別では、「中心静脈栄養」（拘束率：18.2%、前回 11.5%）が最も高い。（図表 10）

図表10 医療状況別にみる身体拘束の状況

	点滴	経管栄養	中心静脈栄養	気管切開	カテーテル	酸素吸入	その他	計
利用者数	166	1,099	11	37	705	265	28	2,311
被拘束者数	2	153	2	2	10	3	3	175
拘束率	1.2%	13.9%	18.2%	5.4%	1.4%	1.1%	10.7%	7.6%
構成比(利用者数)	7.2%	47.6%	0.5%	1.6%	30.5%	11.5%	1.2%	100.0%
構成比(被拘束者数)	1.1%	87.4%	1.1%	1.1%	5.7%	1.7%	1.7%	100.0%

※無回答の事業所があるため、計は図表2及び3と一致しない。

### ④ 利用者の排泄状況別による実施状況

利用者の排泄状況と身体拘束の関係において、その他を除き、排泄状況別では、「おむつ」（拘束率：2.5%、前回 4.5%、構成比（被拘束者数）：67.0%、前回 78.2%）が最も高い。（図表 11）

図表11 排泄状況別にみる身体拘束の状況

	自分でトイレ	トイレ誘導	ポータブルトイレ	尿瓶	おむつ	カテーテル	その他	計
利用者数	7,203	9,966	621	56	8,178	830	23	26,877
被拘束者数	8	78	0	0	203	13	1	303
拘束率	0.1%	0.8%	0.0%	0.0%	2.5%	1.6%	4.3%	1.1%
構成比(利用者数)	26.8%	37.1%	2.3%	0.2%	30.4%	3.1%	0.1%	100.0%
構成比(被拘束者数)	2.6%	25.7%	0.0%	0.0%	67.0%	4.3%	0.3%	100.0%

※無回答の事業所があるため、計は図表2及び3と一致しない。

### ⑤ 利用者の介護度別による実施状況

利用者の要介護度については、利用者の構成比のうち「要介護度 4」の割合が 27.9% と全体の 3 割弱を占める。また、被拘束者の構成比については、「要介護度 4」が 4 割以上を占める。拘束率は、「要介護度 5」が 2.7%（前回 3.4%）と最も高く、次いで「要介護度 4」が 2.0%（前回 2.7%）となっている。（図表 12）

図表12 要介護度別にみる身体拘束の状況

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
利用者数	377	329	3,774	4,055	7,079	7,949	4,953	28,516
被拘束者数	0	0	6	21	56	158	134	375
拘束率	0.0%	0.0%	0.2%	0.5%	0.8%	2.0%	2.7%	1.3%
構成比(利用者数)	1.3%	1.2%	13.2%	14.2%	24.8%	27.9%	17.4%	100.0%
構成比(被拘束者数)	0.0%	0.0%	1.6%	5.6%	14.9%	42.1%	35.7%	100.0%

※無回答の事業所があるため、計は図表2及び3と一致しない。

要介護度4、5の方の被拘束者の占める割合77.8%

## ⑥ 利用者の認知症程度別による実施状況

利用者の認知症程度については、利用者の構成比のうち「Ⅲa（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態）」(30.2%) の割合が最も多くを占める。一方、被拘束者の構成比は、「IV」が全体の36.3%と最も多いが、各程度別の拘束率は、「M（著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療が必要）」が5.2%（前回11.1%）と前回同様に最も高い。（図表13）

図表13 認知症程度(日常生活自立度)別にみる身体拘束の状況

	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	計
利用者数	894	1,786	2,500	5,623	7,875	3,150	3,434	807	26,069
被拘束者数	6	2	8	24	103	57	138	42	380
拘束率	0.7%	0.1%	0.3%	0.4%	1.3%	1.8%	4.0%	5.2%	1.5%
構成比(利用者数)	3.4%	6.9%	9.6%	21.6%	30.2%	12.1%	13.2%	3.1%	100.0%
構成比(被拘束者数)	1.6%	0.5%	2.1%	6.3%	27.1%	15.0%	36.3%	11.1%	100.0%

※無回答の事業所があるため、計は図表2及び3と一致しない。

## 4 周知度、取組状況

～事業所の9割弱が内部研修を実施し、身体拘束廃止に向けて取り組んでいる～

身体拘束禁止規定の周知度については、「全ての職員に周知されている」、「大半の職員が知っている」を合わせて全事業所の95.9%（前回98.4%）とほぼ全ての職員に周知されており、「知らない」事業所は0.0%（前回0.0%）であった。（図表14）

一方、身体拘束廃止について「特に取組をしていない」が0.8%（前回0.3%）、「検討委員会を設置していない」が2.0%（前回2.2%）と、ともに低い水準ではあるが、施設全体で身体拘束廃止に取り組む方針を徹底するために、引き続き指導する必要がある。

図表14 周知度及び取組状況

	H19	H22	H25	H28	R1	R4	増減
【身体拘束禁止規定】 「すべての職員に周知」 「大半の職員が知っている」	99.0%	98.5%	96.7%	97.0%	98.4%	95.9%	△2.5%
「知らない」	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
【取組】 身体拘束ゼロ宣言	60.5%	76.6%	82.1%	85.8%	87.6%	87.4%	△0.2%
内部研修実施	63.7%	70.8%	75.5%	82.4%	87.7%	87.7%	0.0%
外部研修実施	62.0%	65.7%	54.1%	52.9%	49.4%	29.6%	△19.8%
マニュアル整備	50.4%	60.6%	47.7%	51.3%	49.5%	48.8%	△0.7%
特にしていない	2.2%	0.8%	1.2%	0.5%	0.3%	0.8%	0.5%
【検討委員会】 未設置	21.5%	17.9%	9.7%	7.8%	2.2%	2.0%	△0.2%

※身体拘束ゼロ宣言率は、回答事業所に対する宣言事業所の割合（宣言率）

## 5 前回調査以降の変化

～拘束が減少した事業所の約8割は、

トップを含めスタッフ間で共通の認識を持つことに尽力～

前回調査時に身体拘束を行っていた事業所のうち、「拘束はなくなった」が33.3%（前回35.9%）、「減少した」、「やや減少した」が36.0%（前回42.7%）であり、合せて69.3%（前回78.6%）となる。（図表15）これらの理由としては、「トップを含めスタッフ間で身体拘束の弊害をしっかり認識し、廃止できるか十分に議論して、共通の認識をもった」が80.9%（前回76.3%）、「個々の利用者について再度心身の状態をアセスメントし、行動・心理状態（B P S D）の原因除去等の状況改善に努めた」が76.5%（前回66.7%）、「組織のトップ（施設長、病院長等）や責任者（看護・介護部長等）が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底した（身体拘束廃止委員会等の設置）」が69.1%（前回64.0%）の順となっている。

一方、「変化なし」が18.9%（前回11.0%）、「やや増加した」「増加した」が11.7%（前回6.9%）と合わせて30.6%（前回17.9%）の回答があった。これらの理由としては、「転倒・転落事故を防ぐため（安全の確保）」が57.6%（前回69.2%）と最も多く、「安全の確保のために本人や家族が拘束を希望」が33.3%（前回30.8%）となっている。（図表15）

減少の割合は減ったものの、全体としては減少傾向が続いている。

図表15 前回調査以降の変化

	H19	H22	H25	H28	R1	R4	増減
【身体拘束は減少】 「拘束はなくなった」「減少した」「やや減少した」	85.2%	81.8%	76.4%	77.3%	78.6%	69.3%	△9.3%
①：「トップを含めスタッフ間で身体拘束廃止について議論、共通の認識を持った」	71.1%	67.0%	71.9%	80.3%	76.3%	80.9%	4.6%
②：「利用者の心身状態の再アセスメントによる問題行動の原因の除去等」	81.7%	81.6%	63.3%	66.7%	66.7%	76.5%	9.8%
③：「組織のトップ等が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底」	69.0%	55.9%	64.7%	64.6%	64.0%	69.1%	△0.6%
【身体拘束は減少していない】 「変化なし」「やや増加した」「増加した」	12.2%	16.9%	21.4%	21.1%	17.9%	30.6%	12.7%
①：「転倒・転落事故を防ぐため（安全の確保）」	73.7%	70.3%	69.2%	57.5%	69.2%	57.6%	△11.6%
②：「安全の確保のために本人や家族が拘束を希望」	57.9%	64.9%	35.9%	57.5%	30.8%	33.3%	2.5%

※理由については、複数回答（R4の回答割合の高い順に掲載）

## 6 取組と事故の発生について

### ～拘束廃止の取組の結果、事故が減少している事業所も～

身体拘束廃止に取り組んだ結果、取組の前後を比較して、介護に係る事故の発生状況がどのように変化したかについては、「変わらない」が49.5%と最も多く、「やや減少した」(11.7%)、「減少した」(5.0%)、「事故はなかった」(3.6%)は、合計で20.3%であった。

一方、「増加した」(1.5%)、「やや増加した」(8.5%)を合わせると10.0%であった。

従って、身体拘束の廃止が、事故の増加につながるとは一概には言えず、むしろ、身体拘束を減少させるために、前述のとおり「トップを含めスタッフ間で議論し、共通認識を持つ」ことに努め、また「トップが身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底」などの取組が、事故の未然防止につながっている傾向がうかがえる。

また、事故の状況については、「歩行時の転倒（昼間）」(14.7%、前回14.4%)が最も多く、次いで「車いすからの転落（昼間）」(11.1%、前回11.1%)、「ベッドからの転落（夜間）」(9.2%、前回10.8%)の順となった。

なお、事故の予防対策としては、前回と同様に「事故発生報告書等の作成及びカンファレンス」(89.7%、前回94.4%)、「職員への研修会の開催」(71.5%、前回75.2%)が多い。  
(図表16)

図表16 取組と事故の発生

	H 19	H 22	H 25	H 28	R 1	R 4	増減
○取組後、事故の発生は							
「変わらない」	38.5%	44.9%	18.9%	42.4%	52.0%	49.5%	△2.5%
「やや減少した」「減少した」	16.8%	25.5%	11.3%	23.9%	22.0%	20.3%	△1.7%
「事故はなかった」							
「増加した」「やや増加した」	13.3%	11.1%	5.8%	11.0%	8.9%	10.0%	1.1%
○事故の件数で多いものは							
①：「歩行時の転倒」(昼間)	15.8%	13.7%	12.0%	15.1%	14.4%	14.7%	0.3%
②：「車いすからの転落」(昼間)	12.0%	10.7%	9.6%	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%
③：「ベッドからの転落」(夜間)	7.7%	8.5%	9.4%	9.2%	10.8%	9.2%	△1.6%
④：「歩行時の転倒」(夜間)	8.6%	9.4%	8.5%	8.9%	8.3%	9.0%	0.7%
⑤：「その他」(昼間)	13.4%	13.8%	15.5%	9.1%	9.7%	8.5%	△1.2%
○事故の予防対策で多いものは							
①：「事故発生報告書等の作成及びカンファレンス」	89.9%	91.5%	93.1%	92.6%	94.4%	89.7%	△4.7%
②：「職員への研修会の開催」	49.1%	56.6%	63.8%	75.1%	75.2%	71.5%	△3.7%
③：「事故予防（対策）委員会等の設置」	52.6%	56.4%	61.3%	69.3%	69.6%	69.3%	△0.3%

※H25の「取組後、事故の発生」については、身体拘束実施施設のみ回答対象とした。

(「事故の件数」「事故の予防対策」については、R4の回答割合の高い順で掲載した。)

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について、影響があり身体拘束が増加したと回答した事業所は6.1%で、理由については「陽性者や濃厚接触者となった利用者の隔離に際して、感染拡大防止のために身体拘束を実施せざるを得なかった」が最も多く74.3%、それ以外では「職員に陽性者や濃厚接触者が出てマンパワーが減少したことに伴い、利用者の安全確保のために身体拘束を実施せざるを得なかった」が31.4%、「家族との面会や外出の機会が減少したことにより、利用者が不穏になる頻度が増えて、身体拘束を実施せざるを得なかった」が20.0%であった。なお、影響がなかったと回答した事業所は91.1%であった。(図表16-2)

具体的な取組については「新たに職員の資質向上のための研修等を行った」が60.1%、「ICT機器や事務支援ソフトウェア等の関係事務処理の負担を軽減する危機等を整備した」が29.0%、「給与のベースアップや新たな手当の新設等人件費の改善を行った」が28.8%、「職員のストレス軽減策を行った」が26.2%の順になっている。(図表16-3)

図表16-2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

影響はあった（身体拘束が増加した）	6.1%
①陽性者や濃厚接触者となった利用者の隔離に際して、感染拡大防止のために身体拘束を実施せざるを得なかった	74.3%
②職員に陽性者や濃厚接触者が出てマンパワーが減少したことに伴い、利用者の安全確保のために身体拘束を実施せざるを得なかった	31.4%
③家族との面会や外出の機会が減少したことにより、利用者が不穏になる頻度が増えて、身体拘束を実施せざるを得なかった	20.0%
影響はなかった	91.1%

※理由については、複数回答（R4の回答割合の高い順に掲載）

図表16-3 新型コロナウイルス感染症拡大中の取組

①新たに職員の資質向上のための研修等を行った	60.1%
②ICT機器や事務支援ソフトウェア等の関係事務処理の負担を軽減する危機等を整備した	29.0%
③給与のベースアップや新たな手当の新設等人件費の改善を行った	28.8%
④職員のストレス軽減策を行った	26.2%

※複数回答（R4の回答割合の高い順に掲載）

## 7 身体拘束の手続き

### ～義務づけられている全項目の記録と組織としての実施判断に課題～

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録することが、厚生労働省運営基準により義務づけられているが、「特に記録していない」が、回答事業所全体に対して 0.8%、拘束実施事業所に対して 2.0% であった。記録が義務づけられている項目において、「入所者の心身の状況」(全体 88.6%、拘束 89.1%)、「身体拘束の態様（具体的な方法）」(全体 90.9%、拘束 90.1%)、「身体拘束の時間」(全体 91.4%、拘束 95.0%) の順で低く、一定の改善は図られているものの、完全には徹底されていない。(図表 17)

また、身体拘束を実施する際には、記録を整備するとともに、家族等への説明を必要としているが、「本人又は家族などに文書で説明・同意を得ている」(全体 71.8%、拘束 74.5%) と手続き上の認識はかなり浸透してきているが、「本人又は家族などに説明・同意を得ていない」(全体 2.0%、拘束 6.4%) と一部施設においては実施できていない。

なお、身体拘束を行う場合の判断者については、「検討委員会など事業所全体での意思決定」(全体 84.4%、拘束 82.4%)、次いで「施設長、院長」(全体 77.7%、拘束 76.5%) の順となっており、身体拘束の実施において、検討委員会などによる事業所全体としての判断は、改善されたものの一部の事業所において徹底されていない。

身体拘束を実施する際の理由の記録や、検討委員会など事業所全体で実施の検討がされているかについては、引き続き指導していく必要がある。

図表 17 身体拘束を実施する場合の手続き

	H25	H28	R1	R4
○理由の記録は				
特に記録していない		0.9%	1.0%	0.8%
	4.8%	2.0%	1.8%	2.0%
義務である「入所者の心身の状況」「態様」「時間」「理由」の記録				
	80.7%～86.7%	85.6%～89.9%	88.6%～91.4%	
	76.5%～85.5%	85.2%～93.3%	81.6%～91.2%	87.1%～95.0%
○家族の説明・同意は				
本人又は家族などへ説明・同意を得ていない		0.1%	0.8%	2.0%
	0.0%	0.7%	0.0%	6.4%
本人又は家族などへ文書で説明・同意を得ている		80.8%	78.1%	71.8%
	89.2%	92.6%	86.0%	74.5%
○身体拘束を行うときの了解者は				
検討委員会など施設内の検討組織		75.2%	82.5%	84.4%
	69.9%	77.2%	80.7%	82.4%

※ H25 は身体拘束実施事業のみ回答対象とした。

(上段：回答施設全体に対する回答率、下段：身体拘束実施施設に対する回答率)

## 8 虐待防止対策

### ～拘束廃止の取組の結果、事故が減少している事業所も～

近年高齢者施設での虐待が社会問題化されており、令和3年度の制度改正において令和6年3月31日までに虐待防止検討委員会の設置等が義務づけられた。

「虐待防止検討委員会を設置・開催」については77.7%、「指針の整備」が78.9%、「定期的な研修の実施」が82.4%、「担当者の設置」が79.1%と回答があり、無回答を含め2割程度の事業所において取組が行われていないため、引き続き指導していく必要がある。

(図表18)

図表18 虐待防止の取組状況

取組内容	している	していない	無回答
事業所内に虐待防止検討委員会を設置・開催しているか	557(77.7%)	113(15.8%)	47(6.6%)
事業所としての虐待防止のための指針を整備しているか	566(78.9%)	99(13.8%)	52(7.3%)
虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか	591(82.4%)	78(10.9%)	48(6.7%)
虐待防止の取り組みを行うための担当者を設置しているか	567(79.1%)	100(13.9%)	50(7.0%)

## 9 まとめ

今回の調査の結果、県内事業所における、身体拘束廃止の取組については、前回調査以降、進展がみられている項目も多く、被拘束者数・拘束率ともに減少している。

身体拘束の具体的行為としては、「ミトン型手袋」、「ベッド柵」、「車いすテーブル」などの拘束が依然として高く、利用者の状況別では、中心静脈栄養やおむつ着用の利用者、要介護度4～5、認知症の程度Mの利用者への拘束率が高い結果となっている。なお、一部の事業所では未だに身体拘束廃止の取組や、適正な手続きが徹底されていない。

このような状況の中で、身体拘束が減少していない事業所の主な理由としては、「転倒・転落事故を防ぐため（安全の確保）」、「安全の確保のために本人や家族が拘束を希望」を挙げているが、アンケート結果としては、むしろ取り組み前より事故の発生が「減少した」、あるいは「変わらない」といった事業所の方が多い。

こうしたことから、身体拘束廃止の取組が事故の増加につながるとは一概には言えず、むしろ、トップを含めスタッフ間で身体拘束廃止についての共通認識を持ち、利用者の心身状態の再アセスメントによる問題行動の原因の除去や、経管栄養やおむつ外しといった取組など、ケアの技術や質を高めることが、事故の未然防止に繋がると考える。

各事業所が身体拘束の廃止を推進するためには、組織として身体拘束廃止の方針を明確にし、事業所のトップを含め全職員が共通認識をもって身体拘束廃止に取り組むこと、現場の職員においては、身体拘束を廃止するための知識、技術の習得が求められる。

今後とも県では、「身体拘束ゼロ宣言」の呼び掛けや、「身体拘束廃止推進員養成研修」などの開催及び参加勧奨を積極的に行っていく必要がある。

## 10 静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議委員からの意見

令和4年12月20日に開催した「静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議」において、本アンケート調査の結果について議題として取り上げところ、委員から多くの意見をいただいたので、今後の課題として検討を進める。

なお、委員からの主な意見は、以下のとおりである。

- ・身体拘束の原因となることを減らす方法について、検討すべきである。
- ・身体拘束が行われる場合、施設側から身体拘束に伴うリスク等の説明が行われているのか確認する必要がある。
- ・身体拘束の判断を利用者の意思ではなく、利用者家族自身の都合や施設に対する遠慮により行っていないか検証が必要である。
- ・ACP (Advance Care Planning : 愛称「人生会議」) と絡めた推進の検討が必要である。

## 2 利用者家族への意識調査結果の概要

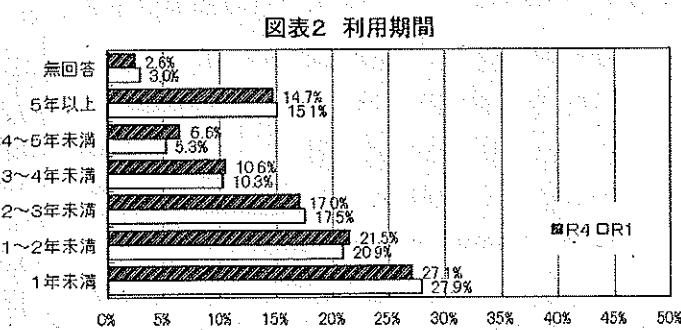
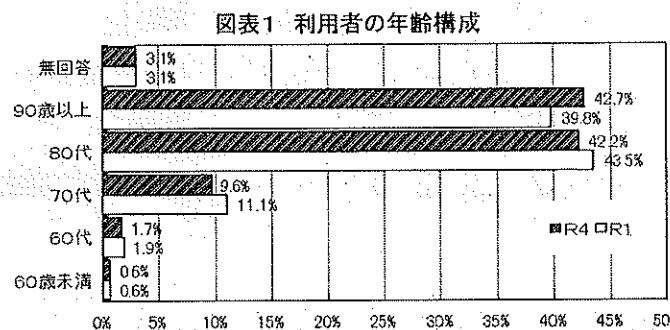
- ◆今回の調査の結果、前回同様、利用者家族の8割以上が身体拘束の意味を理解していると回答している。しかし、身体拘束として禁止されている具体的行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、半数近くの方が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。
- ◆身体拘束が原則禁止であることについては、9割が知っている、半数以上がその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明が適正に行われれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。
- ◆身体拘束の実施に際し、利用者家族には、説明を受ける権利がある。そのため、県は、身体拘束の正しい意味及び身体拘束廃止の意義を、より積極的に普及啓発する必要がある。

### 1 利用者の状況 ~女性7割以上、施設の利用期間は3年未満が約7割~

利用者の性別は、「男性」が24.4%、「女性」が73.0%（「無回答」が2.6%）であった。また、年齢別では、「90歳以上」が42.7%、「80代」が42.2%、の順に多かった。（図表1）

施設の利用期間については、「1年未満」が27.1%（前回27.9%）、「1～2年未満」が21.5%（前回20.9%）、「2～3年未満」が17.0%（前回17.5%）、「5年以上」が14.7%（前回15.1%）の順に多かった。（図表2）

3年未満の利用者は合わせると65.6%を占め、5年以上の長期利用も1割以上となっている。



### 参考 <回答者（利用者家族）の内訳> (N=819)

① (年齢別)		② (利用者との続柄)		
10代 (0.1%)	60代 (42.4%)	配偶者 (8.7%)	その他親族 (4.9%)	
20代 (0.6%)	70代 (15.1%)	子ども (50.5%)	その他 (5.0%)	
30代 (3.5%)	80代 (4.4%)	兄弟姉妹 (2.9%)	無回答 (0.7%)	
40代 (9.6%)	90歳以上 (0.7%)	父母 (21.7%)		
50代 (22.7%)	無回答 (0.7%)	孫 (5.5%)		

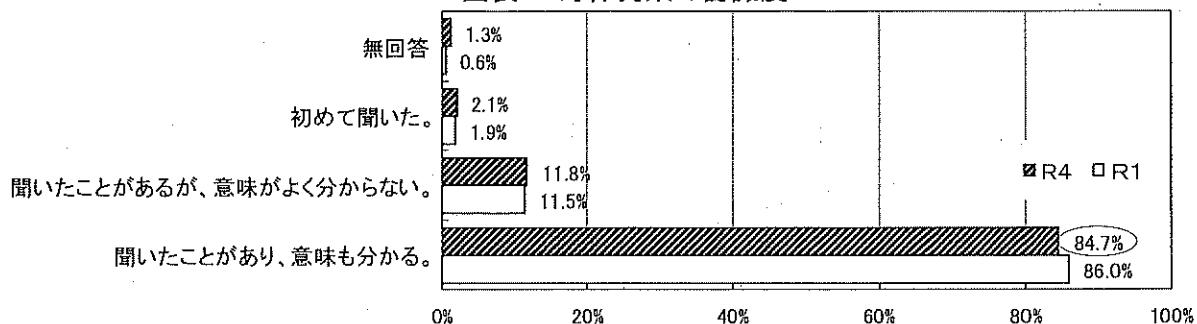
### 2 身体拘束に関する認識度

#### ~身体拘束の認識度は高いが、拘束をやむを得ないと考える人も~

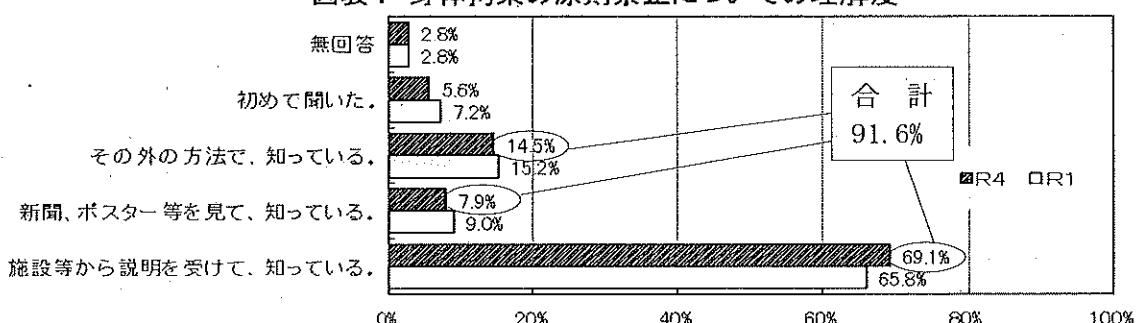
「身体拘束」という言葉を「聞いたことがあり、意味も分かる」という回答は、84.7%（前回86.0%）であり、「初めて聞いた」は2.1%（前回1.9%）であった。（図表3）

また、介護保険施設等における身体拘束の原則禁止については、「施設等から説明を受けて、知っている」(69.1%、前回 65.8%)、「その他の方法で、知っている」(14.5%、前回 15.2%)「新聞、ポスター等を見て、知っている」(7.9%、前回 9.0%)、であり、合わせると 91.6% (前回 90%) の回答があった。(図表 4)

図表3 身体拘束の認識度



図表4 身体拘束の原則禁止についての理解度



さらに、身体拘束が原則禁止となっていることについては、「本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない」(62.0%、前回 64.4%)、「原則禁止となることは、良いことだと思う」(56.2%、前回 60.3%) という回答が多いことから、身体拘束は、原則禁止であることは理解しているが、説明・同意が適正に行われれば、やむを得ないという認識に立っていることが推察される。(図表 5) また、「夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある」(39.8%、前回 24.2%)、「施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない」(30.2%、前回 36.6%)「他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束してもらいたい」(20.3%、前回 22.7%) という回答が一定数を占めることから、状況次第では、拘束を容認しているといえる。

その一方で、「本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う」は 7.7% (前回

図表5 身体拘束の原則禁止についての考え方

	R1	R4
本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない	64.4%	62.0%
原則禁止となることは、良いことだと思う	60.3%	56.2%
夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある	24.2%	39.8%
施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない	36.6%	30.2%
他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束した方がよいと思う。	22.7%	20.3%
本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う	9.2%	7.7%
わからない	4.0%	3.4%
無回答	0.8%	2.9%
その他	2.5%	1.7%

※回答数の多い順に掲載

9.2%)に留まっている。

また、身体拘束を行わず転倒による骨折等につながる危険性については、「事業所の判断に任せる」という回答が58.5%と最も多く、「骨折や死亡を防げるのであれば身体拘束してほしい」という回答が39.1%で、「身体拘束は行なってほしくない」という回答は20.0%に留まった。

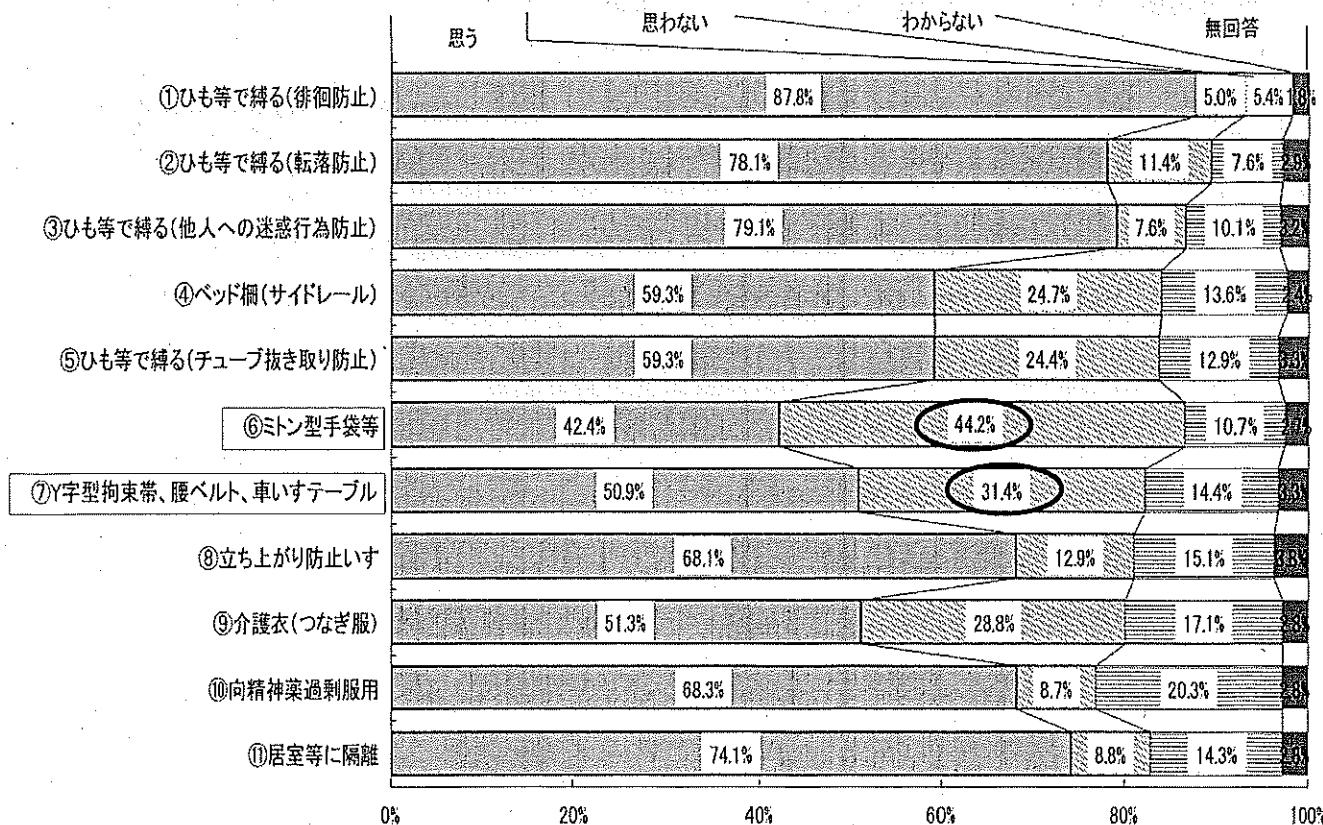
### 3 身体拘束として禁止されている具体的行為に対する意識

～「ミトン型手袋等」について、約半数の方が身体拘束にあたると思わない～

身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあたると「思わない」と回答した割合は、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」(44.2%、前回54.1%)、「車いすやいすからずり落ちたり、立ちあががったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける」(31.4%、前回41.5%)、「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる」(28.8%、前回36.9%)、「自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む」(24.7%、前回34.0%)の順に多く、「ミトン型手袋等」の行為については、「思わない」が「思う」を上回っており、身体拘束であるとの意識は依然として低い。(図表6)

利用者家族に対しては、事業所側から説明を受けるに当たり、どのような行為が身体拘束にあたるのかについて、正しい理解を促すために、一層の意識啓発を進める必要がある。

図表6 禁止されている具体的行為について、身体拘束にあたると思うか

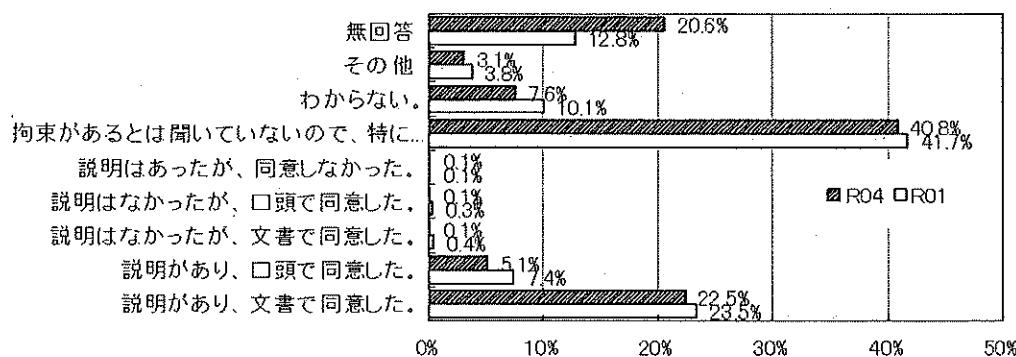


#### 4 身体拘束の手続き～利用者家族への説明は不徹底～

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合の利用者又は家族等への説明と同意については、「説明があり、文書で同意した」が22.5%（前回23.5%）であった。一方で、「説明があり、口頭で同意した」（5.1%、前回7.4%）、「説明はなかったが、口頭で同意した」（0.1%、前回0.3%）など、取組状況等調査と同様に、家族への説明等が介護現場では必ずしも徹底されていない。

なお、「拘束があるとは聞いていないので、特にない」が40.8%（前回41.7%）となっている。（図表7）

図表7 身体拘束を実施する場合の手続き



#### 5 まとめ

今回の調査の結果、利用者家族の8割以上が身体拘束の意味を理解していると回答していた。しかし、身体拘束として禁止されている具体的行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、半数近くの方が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。

また、身体拘束が原則禁止であることについては、9割以上が知っており、半数以上の方がその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明が適正に行われれば、状況によっては、拘束はやむを得ないと認識に立っている。

利用者家族は、身体拘束の実施に際し、事業所側から説明を受けることになっているが、身体拘束を廃止するためには、事業所側の努力に加え、利用者家族に、身体拘束廃止の意義を正しく理解していただくことが必要である。今後も、県としては、「身体拘束廃止フォーラム」などを通じて、広く普及啓発に努める必要がある。

# 【資料】1 集計結果

(1) 身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査(取組状況等調査)

**調査対象**

事業所の種別	(略称)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	特養
介護老人保健施設	老健
介護療養型医療施設(療養型)	療養型
特定施設入所者生活介護	特定施設
介護医療院	医療院
短期入所生活介護(単独型)	ショートステイ
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	GH
小規模多機能型居宅介護看護	小規模多機能
地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型特定施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特養

※令和元年8月1日現在で指定を受けている事業所を調査対象としています。

**身体拘束の禁止となる具体的な行為**

具体的な行為の内容
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
④自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

①～⑪は「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(厚生労働省通知 H13老発第155号)」の中の「身体拘束の手引き」に掲載されている項目となります。



## 【Q1-1】(総括)

施設種別	回答	年度	対象・回答状況			構成比率		身体拘束(施設数)					
			対象数	回答数	回答率	対象構成比	回答構成比	拘束無	拘束有	拘束施設率	手続き	不適正率	
		H14	-	-	-	-	-						
地域密着型特定施設入所者生活介護		H16	-	-	-	-	-						
		H19	4	4	100.0	0.6	1.0						
		H22	8	7	87.5	1.0	1.3						
		H25	12	10	83.3	1.2	1.5	9	1	10.0	1	0	
		H28	17	13	76.5	1.5	1.7	12	1	7.7	1	0	
		R01	18	13	72.2	1.4	1.7	11	2	15.4	2	0	
		R04	17	6	35.3	1.3	0.8	4	2	33.3	2	0	
		H14	-	-	-	-	-						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		H16	-	-	-	-	-						
		H19	3	1	33.3	0.4	0.2						
		H22	11	5	45.5	1.4	0.9						
		H25	27	22	81.5	2.8	3.4	18	4	18.2	3	1	
		H28	44	29	65.9	3.8	3.8	26	3	10.3	2	1	
		R01	48	23	47.9	3.8	3.0	20	3	13.0	3	0	
		R04	48	25	52.1	3.7	3.5	25	0	0.0	0	0	
		H14	-	5	-	2.1							
無回答		H16	-	47	-	14.8							
		H19	-	8	-	2.0							
		H22	-	25	-	4.7							
		H25	-	27	-	4.1	18	9	33.3	9	0	0.0	
		H28	-	53	-	6.9	43	10	18.9	9	1	1.9	
		R01	-	62	-	8.0	52	10	16.1	10	0	0.0	
		R04	-	86	-	0.0	12.0	74	12	14.0	12	0	
		H14	290	233	80.3	100.0	100.0	77	156	67.0	-	-	
合計		H16	448	317	70.8	100.0	100.0	132	185	58.4	153	32	
		H19	717	405	56.5	100.0	100.0	219	186	45.9	153	33	
		H22	806	530	65.8	100.0	100.0	307	223	42.1	191	32	
		H25	972	652	67.1	100.0	100.0	486	166	25.5	144	22	
		H28	1,162	766	65.9	100.0	100.0	617	149	19.5	133	16	
		R01	1,250	773	61.8	100.0	100.0	659	114	14.7	108	6	
		R04	1,308	717	54.8	100.0	100.0	615	102	14.2	95	7	
		H14	-	-	-	-	-						



【Q2】以下の具体的行為は、身体拘束にあたると思うか

回答	年度	回答数					回答率				
		思う	思わない	わからぬ	回答なし	合計	思う	思わない	わからぬ	回答なし	合計
具体的な行為											
	H14	185	25	11	12	233	79.4	10.7	4.7	5.2	100.0
	H16	269	12	16	20	317	84.9	3.8	5.0	6.3	100.0
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	H19	372	10	12	11	405	91.9	2.5	3.0	2.7	100.0
	H22	493	7	13	17	530	93.0	1.3	2.5	3.2	100.0
	H25	616	10	10	16	652	94.5	1.5	1.5	2.5	100.0
	H28	723	17	7	19	766	94.4	2.2	0.9	2.5	100.0
	R1	748	3	8	14	773	96.8	0.4	1.0	1.8	100.0
	R04	688	9	3	17	717	96.0	1.3	0.4	2.4	100.0
	H14	194	2	27	10	233	83.3	0.9	11.6	4.3	100.0
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	H16	276	5	14	22	317	87.1	1.6	4.4	6.9	100.0
	H19	371	4	18	12	405	91.6	1.0	4.4	3.0	100.0
	H22	480	6	26	18	530	90.6	1.1	4.9	3.4	100.0
	H25	613	6	16	17	652	94.0	0.9	2.5	2.6	100.0
	H28	714	11	16	25	766	93.2	1.4	2.1	3.3	100.0
	R1	743	5	9	16	773	96.1	0.6	1.2	2.1	100.0
	R04	683	5	12	17	717	95.3	0.7	1.7	2.4	100.0
	H14	207	4	11	11	233	88.8	1.7	4.7	4.7	100.0
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	H16	286	2	8	21	317	90.2	0.6	2.5	6.6	100.0
	H19	388	2	4	11	405	95.8	0.5	1.0	2.7	100.0
	H22	506	1	6	17	530	95.5	0.2	1.1	3.2	100.0
	H25	624	2	9	17	652	95.7	0.3	1.4	2.6	100.0
	H28	728	9	5	24	766	95.0	1.2	0.7	3.1	100.0
	R1	751	2	6	14	773	97.2	0.3	0.8	1.8	100.0
	R04	689	6	4	18	717	96.1	0.8	0.6	2.5	100.0

## 【Q2-2】身体拘束実施者数(年次推移)

回答 具体的な行為	年度	回答数			構成比		
		身被 体実 施者	う家 族希 望	手 続 き有	構 成 比 率	家 族 希 望 比 率	手 續 き 率
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	H14	64	25	-	2.4	39.1	-
	H16	18	8	14	0.8	44.4	77.8
	H19	11	9	10	0.9	81.8	90.9
	H22	14	7	13	1.1	50.0	92.9
	H25	18	-	16	1.9	-	88.9
	H28	28	-	28	3.4	-	100.0
	R01	9	-	9	3.4	-	100.0
	R04	0	-	0	0.0	-	-
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	H14	61	21	-	2.2	34.4	-
	H16	170	18	164	7.2	10.6	96.5
	H19	34	23	32	2.8	67.6	94.1
	H22	18	10	17	1.5	55.6	94.4
	H25	36	-	33	3.7	-	91.7
	H28	27	-	27	3.2	-	100.0
	R01	22	-	22	4.6	-	100.0
	R04	8	-	8	1.9	-	100.0
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	H14	6	1	-	0.2	16.7	-
	H16	0	0	0	0.0	-	-
	H19	4	4	3	0.3	100.0	75.0
	H22	2	0	2	0.2	0.0	100.0
	H25	0	-	0	0.0	-	-
	H28	0	-	0	0.0	-	-
	R01	3	-	3	0.6	-	100.0
	R04	19	-	19	4.6	-	100.0
④自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	H14	1,186	242	-	43.6	20.4	-
	H16	921	228	461	39.2	24.8	50.1
	H19	433	172	298	35.3	39.7	68.8
	H22	461	138	379	37.4	29.9	82.2
	H25	282	-	229	29.3	-	81.2
	H28	238	-	219	28.6	-	92.0
	R01	140	-	139	21.3	-	99.3
	R04	89	-	80	21.5	-	89.9
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。	H14	73	27	-	2.7	37.0	-
	H16	83	48	59	3.5	57.8	71.1
	H19	26	26	17	2.1	100.0	65.4
	H22	13	6	13	1.1	46.2	100.0
	H25	18	-	17	1.9	-	94.4
	H28	8	-	8	1.0	-	100.0
	R01	15	-	15	3.2	-	100.0
	R04	9	-	8	2.2	-	88.9
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつくる。	H14	178	70	-	6.5	39.3	-
	H16	256	95	210	10.9	37.1	82.0
	H19	253	111	227	20.6	43.9	89.7
	H22	326	100	284	26.4	30.7	87.1
	H25	268	-	238	27.9	-	88.8
	H28	281	-	270	33.8	-	96.1
	R01	283	-	283	43.1	-	100.0
	R04	174	-	155	42.1	-	89.1
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがつたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	H14	753	312	-	27.7	41.4	-
	H16	673	323	537	28.7	48.0	79.8
	H19	315	174	270	25.7	55.2	85.7
	H22	307	112	262	24.9	36.5	85.3
	H25	245	-	232	25.5	-	94.7
	H28	186	-	177	22.4	-	95.2
	R01	112	-	105	17.1	-	93.8
	R04	68	-	67	16.5	-	98.5
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	H14	22	32	-	0.8	145.5	-
	H16	4	1	4	0.2	25.0	100.0
	H19	8	3	5	0.7	37.5	62.5
	H22	0	0	0	0.0	-	-
	H25	10	-	1	1.0	-	10.0
	H28	3	-	3	0.4	-	100.0
	R01	14	-	14	2.9	-	100.0
	R04	6	-	0	1.5	-	0.0

【Q2-2】身体拘束実施者数(年次推移)

回答 具体的な行為	年度	回答数			構成比		
		身被 体実 拘施 束者	う家 族希 望	手 続 き有	構 成 比 率	家 族希 望 比 率	手 續 き率
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	H14	270	75	-	9.9	27.8	-
	H16	166	67	139	7.1	40.4	83.7
	H19	118	47	100	9.6	39.8	84.7
	H22	76	18	65	6.2	23.7	85.5
	H25	80	-	59	8.3	-	73.8
	H28	55	-	53	6.6	-	96.4
	R01	51	-	48	7.8	-	94.1
	R04	36	-	34	8.7	-	94.4
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	H14	29	9	-	1.1	31.0	-
	H16	31	13	29	1.3	41.9	93.5
	H19	11	6	4	0.9	54.5	36.4
	H22	7	5	1	0.6	71.4	14.3
	H25	1	-	1	0.1	-	100.0
	H28	2	-	2	0.2	-	100.0
	R01	2	-	2	0.4	-	100.0
	R04	2	-	2	0.5	-	100.0
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	H14	77	49	-	2.8	63.6	-
	H16	27	6	14	1.1	22.2	51.9
	H19	14	7	13	1.1	50.0	92.9
	H22	10	8	8	0.8	80.0	80.0
	H25	4	-	4	0.4	-	100.0
	H28	3	-	3	0.4	-	100.0
	R01	5	-	5	1.1	-	100.0
	R04	2	-	2	0.5	-	100.0
対象者延べ人数合計	H14	2,719	863	-	100.0	31.7	-
	H16	2,349	807	1,631	100.0	34.4	69.4
	H19	1,227	582	979	100.0	47.4	79.8
	H22	1,234	404	1,044	100.0	32.7	84.6
	H25	962	-	830	100.0	-	86.3
	H28	831	-	790	100.0	-	95.1
	R01	476	-	453	100.0	-	95.2
	R04	413	-	375	100.0	-	90.8
対象者実人数合計	H14	2,256	768	-	83.0	34.0	-
	H16	1,371	460	561	58.4	33.6	40.9
	H19	1,094	574	826	89.2	52.5	75.5
	H22	1,000	355	879	81.0	35.5	87.9
	H25	790	214	677	82.1	27.1	85.7
	H28	745	165	706	89.7	22.1	94.8
	R01	561	84	538	117.9	6.8	95.9
	R04	368	76	351	89.1	20.7	95.4

## 【Q2-2、6-3】身体拘束実施者数(施設種別ごと)

具体的な行為	回答	特養		老健		療養型		介護医療院		特定施設		ショートステイ		G.H.		小規模多機能		地域密着特委		施設種別不明		合計	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人數	構成比
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	身体拘束	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	身体拘束	3	3.3	2	1.4	0	0.0	2	13.3	0	0.0	1	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	身体拘束	3	100.0	2	100.0	0	0	2	100.0	0	0	1	100.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	1.9
④自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	身体拘束	0	0.0	18	12.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	4.6
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。	身体拘束	16	17.6	33	22.8	0	0.0	14	16.7	2	13.3	2	25.0	11	50.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	9	22.5
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	身体拘束	32	35.2	50	34.5	1	100.0	57	67.9	5	33.3	1	12.5	3	13.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	62.5
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがつたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテープルをつける。	身体拘束	24	26.4	26	17.9	0	0.0	1	1.2	5	33.3	3	37.5	4	18.2	0	0.0	1	50.0	0	0.0	4	10.0
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	身体拘束	23	95.8	26	100.0	0	0	1	100.0	5	100.0	3	100.0	4	100.0	0	0	1	100.0	0	0	4	100.0
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	身体拘束	6	6.6	10	6.9	0	0.0	12	14.3	0	0.0	2	25.0	3	13.6	1	20.0	0	0.0	0	0.0	2	5.0
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	身体拘束	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	身体拘束	1	1.1	0	0.0	0	0.0	1	6.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
対象者延べ人数合計	身体拘束	91	100.0	145	100.0	1	100.0	84	100.0	15	100.0	8	100.0	22	100.0	5	100.0	2	100.0	0	0.0	40	100.0
対象者実人数合計	身体拘束	85	93.4	137	94.5	1	100.0	66	78.6	15	100.0	8	100.0	17	77.3	5	100.0	2	100.0	0	0.0	39	97.5
うち家族の希望による拘束者数	身体拘束	15	17.4	19	16.5	0	0.0	1	1.3	2	13.3	3	42.9	14	77.8	3	60.0	1	50.0	0	0.0	18	46.2
																						76	20.7

## 【Q3-1】利用者の性別・年齢構成別の拘束状況

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85～94歳	95歳以上	合計
男性	174	812	2,122	2,673	528	6,309
	拘束者数	2	12	28	40	87
	拘束率	1.1	1.5	1.3	1.5	0.9
	構成比(利用者)	2.8	12.9	33.6	42.4	8.4
	構成比(被拘束者)	2.3	13.8	32.2	46.0	5.7
女性	132	852	4,486	10,728	3,592	19,790
	拘束者数	3	11	64	124	41
	拘束率	2.3	1.3	1.4	1.2	1.1
	構成比(利用者)	0.7	4.3	22.7	54.2	18.2
	構成比(被拘束者)	1.2	4.5	26.3	51.0	16.9
計	306	1,664	6,608	13,401	4,120	26,099
	拘束者数	5	23	92	164	46
	拘束率	1.6	1.4	1.4	1.2	1.1
	構成比(利用者)	1.2	6.4	25.3	51.3	15.8
	構成比(被拘束者)	1.5	7.0	27.9	49.7	13.9

## 【Q3-2】利用者の医療状況別の拘束状況

	点滴	経管栄養	中心静脈栄養	気管切開	カテーテル	酸素吸入	その他	なし	計
人数	166	1,099	11	37	705	265	28	9,839	12,150
拘束者数	2	153	2	2	10	3	3	63	238
拘束率	1.2	13.9	18.2	5.4	1.4	1.1	10.7	0.6	2.0
構成比(利用者)	1.4	9.0	0.1	0.3	5.8	2.2	0.2	81.0	100.0
構成比(被拘束者)	0.8	64.3	0.8	0.8	4.2	1.3	1.3	26.5	100.0

## 【Q3-2】利用者の医療状況別の拘束状況(「医療状況なし」を除く)

	点滴	経管栄養	中心静脈栄養	気管切開	カテーテル	酸素吸入	その他	計
人数	166	1,099	11	37	705	265	28	2,311
拘束者数	2	153	2	2	10	3	3	175
拘束率	1.2	13.9	18.2	5.4	1.4	1.1	10.7	7.6
構成比(利用者)	7.2	47.6	0.5	1.6	30.5	11.5	1.2	100.0
構成比(被拘束者)	1.1	87.4	1.1	1.1	5.7	1.7	1.7	100.0

## 【Q3-3】利用者の排泄状況別の拘束状況

	自分でトイレ	トイレ誘導	ポータブルトイレ	尿瓶	おむつ	カテーテル	その他	計
人数	7,203	9,966	621	56	8,178	830	23	26,877
拘束者数	8	78	0	0	203	13	1	303
拘束率	0.1	0.8	0.0	0.0	2.5	1.6	4.3	1.1
構成比(利用者)	26.8	37.1	2.3	0.2	30.4	3.1	0.1	100.0
構成比(被拘束者)	2.6	25.7	0.0	0.0	67.0	4.3	0.3	100.0

## 【Q3-4】利用者の介護度別の拘束状況

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
人数	377	329	3,774	4,055	7,079	7,949	4,953	28,516
拘束者数	0	0	6	21	56	158	134	375
拘束率	0.0	0.0	0.2	0.5	0.8	2.0	2.7	1.3
構成比(利用者)	1.3	1.2	13.2	14.2	24.8	27.9	17.4	100.0
構成比(被拘束者)	0.0	0.0	1.6	5.6	14.9	42.1	35.7	100.0

## 【Q3-5】利用者の日常生活自立度(認知症の程度)別の拘束状況

	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	計
人数	894	1,786	2,500	5,623	7,875	3,150	3,434	807	26,069
拘束者数	6	2	8	24	103	57	138	42	380
拘束率	0.7	0.1	0.3	0.4	1.3	1.8	4.0	5.2	1.5
構成比(利用者)	3.4	6.9	9.6	21.6	30.2	12.1	13.2	3.1	100.0
構成比(被拘束者)	1.6	0.5	2.1	6.3	27.1	15.0	36.3	11.1	100.0

## 【Q3-6】拘束時間帯別の拘束状況

	1日中	日中のみ	夜間帯	食事時間帯	その他	計
拘束者数	146	39	98	47	71	401
構成比(被拘束者)	36.4	9.7	24.4	11.7	17.7	100.0









## 【Q7-1】

【表1】(2)対象者数の内④、「自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)や壁で囲む。」に該当者がいる事業所  
・そのような行為を行わないための取組

取組内容	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 見守りを強化している。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	20
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	62.5
イ バランス感覚向上や筋力アップのためのリハビリプログラム等など自立支援を強化している。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5
ウ ベッドから転落してもけがをしないような環境を整えている。(低床ベット、床マット等)	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	22
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	68.8
エ 離床センサー等を設置している。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	13
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	40.6
オ 特に行っていない。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1
カ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	60
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	32

## 【Q7-2】

「オ 特に行っていない。」を選択した事業所の理由

理由	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 取組を行っても改善が見込めないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
イ 取組を行う体制(有資格者の確保等)が整っていないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
エ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1

## 【Q7-3】

【表1】(2)対象者数の内、⑥ミトン型手袋等の装着に該当者がいる事業所

・ミトン型手袋を装着する理由

理由	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 点滴や経管栄養等のためのチューブの抜去を防止するため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	37
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	75.5
イ 皮膚の搔きむしりや傷口等にさわることを防止するため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	23
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	46.9
ウ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	10.2
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	66
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	49

## 【Q7-4】

・ア「点滴や経管栄養等のためのチューブの抜去を防止するため。」を選択した事業所…チューブを利用しない栄養摂取のための取組等身体拘束を行わないための取組

取組内容	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 食事を経口摂取するための咀嚼や嚥下の訓練を行っている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	24.3
イ できるだけ対象者がさわらない場所にチューブを固定する等の工夫をしている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	34
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	91.9
ウ 特に行っていない。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7
エ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	16.2
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	50
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	37

## 【Q7-5】

・「ウ 特に行っていない。」を選択した事業所の理由

理由	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 取組を行っても改善が見込めないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
イ 取組を行う体制(有資格者の確保等)が整っていないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
エ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1

## 【Q7-6】

(3)でイ「皮膚の搔きむしりや傷口等にさわることを防止するため。」に○をつけた事業所

・そのような行為を行わないための取組

取組内容	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 治療薬や保湿剤等の塗布を適切に行ってい る。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	22
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	88.0
イ 特に行っていない。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
ウ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	8.0
エ 回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	25
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	22

## 【Q7-7】

・「イ 特に行っていない。」を選択した事業所の理由

理由	回答	H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 取組を行っても改善が見込めないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 取組を行う体制(有資格者の確保等)が整っていないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
エ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0

## 【Q7-8】

【表1】(2)対象者数の内、「⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテープルをつける。」に該当者がいる事業所  
・そのような行為を行わないための取組

取組内容	回答	H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 体にあった車椅子を使用している。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	16
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	59.3
イ ズリ落ち防止のために滑り止めやマットを使用している。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	16
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	59.3
ウ 車椅子は移動手段と考え、居心地の良い椅子やソファーで過ごすように努めている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	11
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	40.7
エ 職員が見守りできる範囲で過ごしてもらっている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	24
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	88.9
オ 特に行っていない。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	3.7
カ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	3.7
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	0.0
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	69
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	27

## 【Q7-9】

・「オ 特に行っていない。」を選択した事業所の理由

理由	回答	H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 取組を行っても改善が見込めないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 取組を行う体制(有資格者の確保等)が整っていないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
エ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	1
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	0

## 【Q7-10】

【表1】(2)対象者数の内、「⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。」に該当者がいる事業所  
・そのような行為を行わないための取組

取組内容	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 排泄状態のチェックを頻回に行い、汚れた状態を長く保たないよう心がけている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	15
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	78.9
イ 皮膚観察を行い、塗り薬で痒みを防いでいる。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	47.4
ウ 見守りを強化している。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	10
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	52.6
エ 特に行っていない。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
オ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	21.1
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	10.5
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	38
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	19

## 【Q7-11】

「オ 特に行っていない。」を選択した事業所の理由

理由	回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
ア 取組を行っても改善が見込めないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 取組を行う体制(有資格者の確保等)が整っていないため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エ その他	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	-
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	-	0

## 【Q8】身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の、以下の不適切なケアについて身体拘束にあたると思うか。

回答		H14	H16	H19	H22	H25	H28	R01	R04
不適切なケア									
ア ベッドの周りに障害物を置いてベッドから降りられないようにしている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	659
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	98.5
イ わざと重い椅子に座らせたり、椅子を壁や柱にぴったり付けて、自力で立ち上がることができなくしている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	659
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	98.5
ウ 車椅子のタイヤの空気を抜いたり、車椅子の後ろに椅子などを置いて、車椅子で自走できないようにしている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	662
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	99.0
エ 強い口調で叱責するなど言葉で相手の心身の動きを封じ込めている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	658
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	98.4
オ ナースコールの電源を切っている。	回答数	-	-	-	-	-	-	-	643
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	96.1
回答なし	回答数	-	-	-	-	-	-	-	48
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	7.2
合計	回答数	-	-	-	-	-	-	-	3,329
	構成比	-	-	-	-	-	-	-	100.0
回答実数	回答数	-	-	-	-	-	-	-	669

## 【Q9-1】

回答 前回状況	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R04	
	回答数	構成比												
ア 身体拘束を行っていた	141	(44.5)	156	(38.5)	219	(41.3)	182	(27.9)	190	(24.8)	145	(18.8)	111	(15.5)
イ 身体拘束を行っていなかった	83	(26.2)	119	(29.4)	247	(46.6)	366	(56.1)	490	(64.0)	563	(72.8)	544	(75.9)
ウ 前回調査時点からの開設	93	(29.3)	130	(32.1)	51	(9.6)	87	(13.3)	65	(8.5)	47	(6.1)	25	(3.5)
エ 回答なし	-	-	-	-	13	(2.5)	17	(2.6)	21	(2.7)	18	(2.3)	37	(5.2)
合計	317	(100.0)	405	(100.0)	530	(100.0)	652	(100.0)	766	(100.0)	773	(100.0)	717	(100.0)

## 【Q9-2】

回答 判断者	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R04	
	回答数	構成比												
ア 拘束はなくなった	7	(5.0)	36	(23.1)	47	(21.5)	57	(31.3)	70	(36.8)	52	(35.9)	37	(33.3)
イ 減少した	62	(44.0)	62	(39.7)	62	(28.3)	58	(31.9)	53	(27.9)	37	(25.5)	24	(21.6)
ウ やや減少した (H22は多少減少した)	52	(36.9)	35	(22.4)	70	(32.0)	24	(13.2)	24	(12.6)	25	(17.2)	16	(14.4)
エ 変化なし	14	(9.9)	17	(10.9)	28	(12.8)	29	(15.9)	29	(15.3)	16	(11.0)	21	(18.9)
オ やや増加した (H25以降調査)	-	-	-	-	-	-	8	(4.4)	9	(4.7)	6	(4.1)	12	(10.8)
カ 増加した	4	(2.8)	2	(1.3)	9	(4.1)	2	(1.1)	2	(1.1)	4	(2.8)	1	(0.9)
キ 回答なし	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.9)	4	(2.2)	3	(1.6)	5	(3.4)	0	(0.0)
ク その他(H22まで)	2	(1.4)	4	(2.6)	1	(0.5)	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	141	(100.0)	156	(100.0)	219	(100.0)	182	(100.0)	190	(100.0)	145	(100.0)	111	(100.0)

## 【Q9-3】

回答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R04	
	回答数	構成比												
ア 組織のトップ(施設長、病院長等)や責任者(看護・介護部長等)が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底した(身体拘束廃止委員会等の設置)。	33	(27.3)	98	(69.0)	100	(55.9)	90	(64.7)	95	(64.6)	73	(64.0)	47	(69.1)
イ トップを含めスタッフ間で身体拘束の弊害をしっかりと認識し、廃止できるか十分に議論して、共通の認識をもった。	29	(24.0)	101	(71.1)	120	(67.0)	100	(71.9)	118	(80.3)	87	(76.3)	55	(80.9)
ウ 個々の利用者について再度心身の状態をアセスメントし、行動・心理症状(BPSD)の原因の除去等の状況改善に努めた。	45	(37.2)	116	(81.7)	146	(81.6)	88	(63.3)	98	(66.7)	76	(66.7)	52	(76.5)
エ 転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくりをした(手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くする、弾力のある床材の使用など)。	8	(6.6)	96	(67.6)	121	(67.6)	74	(53.2)	95	(64.6)	68	(59.6)	42	(61.8)
オ スタッフ全員で助け合える柔軟な態勢づくりをした(利用者が落ち着かない状態にあるなど対応が困難な場合については、日中・夜間・休日を含め事業所等の他のスタッフが随時応援に入れるなど)。	3	(2.5)	50	(35.2)	47	(26.3)	51	(36.7)	58	(39.5)	41	(36.0)	35	(51.5)
カ その他	0	(0.0)	5	(3.5)	10	(5.6)	24	(17.3)	34	(23.1)	16	(14.0)	10	(14.7)
キ 回答なし	3	(2.5)	-	-	1	(0.6)	0	(0.0)	1	(0.7)	0	(0.0)	9	(13.2)
合計	121		466		545		427		499		361		250	
回答実数	121	(100.0)	142	(100.0)	179	(100.0)	139	(100.0)	147	(100.0)	114	(100.0)	68	(100.0)

## 【Q9-4】

回答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R04	
	回答数	構成比												
ア 転倒・転落事故を防ぐため（安全の確保）	15	(83.3)	14	(73.7)	26	(70.3)	27	(69.2)	23	(57.5)	18	(69.2)	19	(57.6)
イ 事故が起きた場合の施設の法的責任問題が不安	1	(5.6)	3	(15.8)	3	(8.1)	4	(10.3)	3	(7.5)	3	(11.5)	2	(6.1)
ウ スタッフの人数不足	3	(16.7)	9	(47.4)	4	(10.8)	9	(23.1)	9	(22.5)	11	(42.3)	7	(21.2)
エ トップ、責任者、スタッフの認識・意欲の不足	2	(11.1)	5	(26.3)	1	(2.7)	1	(2.6)	3	(7.5)	2	(7.7)	4	(12.1)
オ 拘束をしないですむような福祉機器や設備の未導入	3	(16.7)	3	(15.8)	3	(8.1)	4	(10.3)	1	(2.5)	2	(7.7)	5	(15.2)
カ 拘束をしない具体的なケアの工夫が分からぬ	2	(11.1)	6	(31.6)	5	(13.5)	3	(7.7)	7	(17.5)	4	(15.4)	6	(18.2)
キ 安全の確保のために本人や家族が拘束を希望	12	(66.7)	11	(57.9)	24	(64.9)	14	(35.9)	23	(57.5)	8	(30.8)	11	(33.3)
ク その他	4	(22.2)	4	(21.1)	9	(24.3)	16	(41.0)	0	(0.0)	7	(26.9)	7	(21.2)
ケ 回答なし	2	(11.1)	2	(10.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(2.5)	1	(3.8)	1	(3.0)
合計	44		57		75		78		70		56		62	
回答実数	18	(100.0)	19	(100.0)	37	(100.0)	39	(100.0)	40	(100.0)	26	(100.0)	33	(100.0)

## 【Q9-5】

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による身体拘束廃止に向けた取組に影響

影響	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R04	
	回答数	構成比												
ア 影響はあった（身体拘束が増加した）。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	(6.1)
イ 減少した。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	525	(91.1)
ウ その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	(2.8)
エ 回答なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	141	(24.5)
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	717	
回答実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	576	(100.0)

## 【Q9-6】

「ア 影響はあった（身体拘束が増加した）。」業所における増加した理由。

回答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R04	
	回答数	構成比												
ア 陽性者や濃厚接触者となった利用者の隔離に際して、感染拡大防止のために身体拘束を実施せざるを得なかった。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	(74.3)
イ 職員に陽性者や濃厚接触者が出てマンパワーが減少したことにより、利用者の安全確保のために身体拘束を実施せざるを得なかった。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	(31.4)
ウ 家族との面会や外出の機会が減少したことにより、利用者が不穏になる頻度が増えて、身体拘束を実施せざるを得なかった。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	(20.0)
エ その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	(14.3)
キ 回答なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	(0.0)
合計	-	-	7		-		-		-		-	-	35	
回答実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	(100.0)

## 【Q9-7】

感染防止対策と介護の質の維持・向上に取り組む職員の負担軽減策としての取組

回 答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R04	
	回答数	構成比	回答数	構成比										
ア 新たな職員の増員を行つた。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79	(14.8)
イ 給与のベースアップや新たな手当の新設等人件費の改善を行つた。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	154	(28.8)
ウ 可搬型リフトや浴槽リフト等の介護業務の負担を軽減する機器を整備した。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	(11.6)
エ ICT機器や事務支援ソフトウェア等の関係事務処理の負担を軽減する危機等を整備した。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155	(29.0)
オ 新たに職員の資質向上のための研修等を行つた。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	321	(60.1)
カ 職員のストレス軽減策を行つた。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140	(26.2)
キ その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	(7.1)
キ 回答なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	183	(34.3)
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,132	
回答実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	534	(100.0)



R01調査(平成30年4月1日から平成31年3月31日までに発生した事故等)

回 答	昼間		夜間		早朝		合計		うち死亡	
	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)
ア ベッドからの転落	1,360	6.3	2,322	10.8	1,161	5.4	4,843	22.4	22	17.9
イ 車いすからの転落	2,390	11.1	960	4.4	632	2.9	3,982	18.4	38	30.9
ウ 歩行時の転倒	3,112	14.4	1,786	8.3	1,115	5.2	6,013	27.9	28	22.8
エ 入浴時の転倒	274	1.3	11	0.1	3	0.0	288	1.3	2	1.6
オ 移乗時の事故	1,127	5.2	513	2.4	360	1.7	2,000	9.3	4	3.3
カ チューブの自己抜去	511	2.4	327	1.5	221	1.0	1,059	4.9	2	1.6
キ 誤嚥・窒息	229	1.1	64	0.3	39	0.2	332	1.5	18	14.6
ク その他	2,090	9.7	564	2.6	418	1.9	3,072	14.2	9	7.3
合計	11,093	51.4	6,547	30.3	3,949	18.3			123	100.0
事故総数							21,589			

R04調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生した事故等)

回 答	昼間		夜間		早朝		合計		うち死亡	
	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)
ア ベッドからの転落	1,103	6.2	1,633	9.2	867	4.9	3,603	20.4	0	0.0
イ 車いすからの転落	1,962	11.1	688	3.9	480	2.7	3,130	17.7	5	9.6
ウ 歩行時の転倒	2,601	14.7	1,586	9.0	870	4.9	5,057	28.6	6	11.5
エ 入浴時の転倒	271	1.5	6	0.0	5	0.0	282	1.6	0	0.0
オ 移乗時の事故	925	5.2	462	2.6	365	2.1	1,752	9.9	16	30.8
カ チューブの自己抜去	222	1.3	169	1.0	120	0.7	511	2.9	0	0.0
キ 誤嚥・窒息	219	1.2	42	0.2	18	0.1	279	1.6	19	36.5
ク その他	1,508	8.5	414	2.3	312	1.8	3,072	17.4	6	11.5
合計	8,811	49.8	5,000	28.3	3,037	17.2			52	100.0
事故総数							17,686			





## 【Q13】虐待防止についての取組状況

回答 具体的な行為	年度	回答数				構成比			
		して い る	して い ない	未 回 答	合 計	して い る	して い ない	未 回 答	合 計
(1)事業所内に虐待防止検討委員会を設置・開催しているか。	R04	557	113	47	717	77.7	15.8	6.6	100.0
(2)事業所としての虐待防止のための指針を整備しているか。	R04	566	99	52	717	78.9	13.8	7.3	100.0
(3)虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。	R04	591	78	48	717	82.4	10.9	6.7	100.0
(4)虐待防止の取り組みを行うための担当者を設置しているか。	R04	567	100	50	717	79.1	13.9	7.0	100.0







【質問3-4】利用者の状況(身体拘束)

回 答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R4	
	回答数	構成比(%)												
ア 現在身体拘束が行われている。	-	-	80	13.7	68	9.2	58	6.3	72	7.5	41	4.3	41	5.0
イ 過去に身体拘束が行われていた。	-	-	49	8.4	48	6.5	32	3.5	28	2.9	57	6.0	24	2.9
ウ 身体拘束は行われていない。	-	-	365	62.6	460	62.1	629	68.7	719	74.9	675	70.7	526	64.2
エ わからない。	-	-	36	6.2	99	13.4	125	13.7	113	11.8	145	15.2	184	22.5
オ その他	-	-	8	1.4	14	1.9	15	1.6	10	1.0	22	2.3	8	1.0
無回答	-	-	45	7.7	52	7.0	56	6.1	18	1.9	15	1.6	36	4.4
合計	-	-	583	100.0	741	100.0	915	100.0	960	100.0	955	100.0	819	100.0

【質問3-5】身体拘束実施の際の説明等

回 答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R4	
	回答数	構成比(%)												
ア 説明があり、文書で同意した。	154	25.2	160	27.4	200	27.0	216	23.6	254	26.5	224	23.5	184	22.5
イ 説明があり、口頭で同意した。	95	15.5	51	8.7	82	11.1	82	9.0	77	8.0	71	7.4	42	5.1
ウ 説明はなかったが、文書で同意した。	4	0.7	6	1.0	3	0.4	2	0.2	4	0.4	4	0.4	1	0.1
エ 説明はなかったが、口頭で同意した。	4	0.7	2	0.3	8	1.1	6	0.7	4	0.4	3	0.3	1	0.1
オ 説明はあったが、同意しなかった。	6	1.0	2	0.3	1	0.1	0	0.0	2	0.2	1	0.1	1	0.1
カ 拘束があるとは聞いていないので、特にならない。	215	35.1	180	30.9	276	37.2	349	38.1	373	38.9	398	41.7	334	40.8
キ わからない。	29	4.7	32	5.5	41	5.5	59	6.4	86	9.0	96	10.1	62	7.6
ク その他	55	9.0	39	6.7	28	3.8	51	5.6	48	5.0	36	3.8	25	3.1
無回答	50	8.2	111	19.0	102	13.8	150	16.4	112	11.7	122	12.8	169	20.6
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0	915	100.0	960	100.0	955	100.0	819	100.0

【質問3-6】身体拘束原則禁止に対する考え方

回 答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R4	
	回答数	構成比(%)												
ア 原則禁止となったことは、良いことだと思	303	49.5	251	43.1	357	48.2	545	59.6	581	60.5	576	60.3	460	56.2
イ 本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う。	75	12.3	56	9.6	62	8.4	85	9.3	84	8.8	88	9.2	63	7.7
ウ 他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束してもらいたい。	157	25.7	144	24.7	157	21.2	184	20.1	181	18.9	217	22.7	166	20.3
エ 夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある。	189	30.9	200	34.3	195	26.3	232	25.4	234	24.4	231	24.2	326	39.8
オ 本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない。	418	68.3	369	63.3	467	63.0	587	64.2	617	64.3	615	64.4	508	62.0
カ 施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない。	211	34.5	189	32.4	265	35.8	323	35.3	324	33.8	350	36.6	247	30.2
キ わからない。	16	2.6	18	3.1	27	3.6	29	3.2	43	4.5	38	4.0	28	3.4
ク その他	29	4.7	56	9.6	39	5.3	38	4.2	20	2.1	24	2.5	14	1.7
無回答	131	21.4	21	3.6	47	6.3	35	3.8	9	0.9	8	0.8	24	2.9
回答実数	612	100.0	583	100.0	741	100.0	915	100.0	960	100.0	955	100.0	819	100.0

【質問3-7】身体拘束を行なわず転倒による骨折等につながる危険性に対する考え方

回 答	H16		H19		H22		H25		H28		R01		R4	
	回答数	構成比(%)												
ア 骨折や死亡を防げるのであれば身体拘束してほしい。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	320	39.1
イ 事業所の判断に任せせる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	479	58.5
ウ 身体拘束は行なってほしくない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	164	20.0
エ その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	5.7
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	3.1
回答実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	819	100.0

## 【資料】2 調査票

# 事業所用

## 令和4年度 身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査票

本調査は、身体拘束廃止についての介護保険施設での取組状況の調査であり、今後の県の身体拘束廃止推進事業に活かすことを目的としたものです。回答は施設全体を把握している管理者・施設長等にお願いします。また、回答内容は全て統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはありません。ぜひ御協力ください。

静岡県福祉指導課

### 1 基礎情報

#### 質問1

- (1) 貴事業所の種別を次の中から1つだけ選んで○印をつけてください。
- ア 介護老人福祉施設（同施設に併設の短期入所生活介護を含む）
  - イ 介護老人保健施設（同施設に併設の短期入所療養介護を含む）
  - ウ 介護療養型医療施設（同施設に併設の短期入所療養介護を含む）
  - エ 介護医療院（同施設に併設の短期入所療養介護を含む）
  - オ 特定施設入居者生活介護（同施設に併設の短期入所生活介護を含む）
  - カ 短期入所生活介護（ア～オ、ケ、コのものを除く）
  - キ 認知症対応型共同生活介護
  - ク 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
  - ケ 地域密着型特定施設入居者生活介護（同施設に併設の短期入所生活介護を含む）
  - コ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同施設に併設の短期入所生活介護を含む）

- (2) 貴事業所の定員、利用者数（併設事業所を含む。）を記載してください。

定員	人
利用者数	人

### 2 身体拘束の実態について

#### 質問2

- (1) 次ページの【表1】について、次のとおり回答してください。  
表に記載した行為（①～⑪）は身体拘束にあたると思いますか。それぞれの項目について、該当するところ1つに○をつけてください。
- (2) 次に、貴事業所内で、これらの行為を実際にやっている事例があれば、その人数を対象者数の該当欄（a）に記載してください。→なければ質問3へ
- (3) 身体拘束を行うにあたっては、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認の手続きが極めて慎重に実施されている必要があります。  
具体的には、下記の①～③のとおりです。  
（2）の実際に拘束を行っている対象者のうち、①～③までの全ての手続きを経て拘束を行っている者の数を該当欄（b）に記載してください。

- ① 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを事業所全体で判断することとしている。
- ② 利用者本人や家族に説明（同意）している。
- ③ 拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録している。

【表1】※(2) 対象者数欄について、1人が複数の事例に該当する場合は、それぞれに延べ人数を計上してください。但し、表の最下段には対象者の実人数を記入してください。

具体的な行為	(1) これらの行為は身体拘束にあたると思いますか。(○を付けて下さい)			(2) 対象者数	
	思 う	思 わ な い	わ か ら な い	実際にやっている事例の対象者数 (a)	(a)のうち全ての手続きを経ている者 (b)
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。				人	人
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。				人	人
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。				人	人
④自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)や壁で囲む。				人	人
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。				人	人
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。				人	人
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束带や腰ベルト、車いすテーブルをつける。				人	人
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。				人	人
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。				人	人
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。				人	人
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。				人	人
対象者延べ人数合計					
対象者実人数合計					



質問3の拘束している者の「合計」と一致します。

質問3

☆下記の（1）～（6）の「うち、拘束している者」（実人数）の合計は、前ページ【表1】の（2）対象者数の（a）欄の対象者実人数合計と一致するようにしてください。  
 ☆拘束がなければ（1）～（5）の利用者（全体）の状況についてお答えください。

（1）利用者数を年齢構成別に記載してください。

（人）

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85～94歳	95歳以上	計
男性						
うち、拘束をしている者						
女性						
うち、拘束をしている者						
計						
うち、拘束をしている者						

（2）利用者の医療状況について、主なものを一つ記載してください。

（併用の場合は最も利用しているもの）

（人）

	点滴	経管栄養	中心静脈栄養	気管切開	留置カテーテル	酸素吸入	その他（ ）	なし	計
利用者（全体）									
うち、拘束をしている者									

（3）利用者の排泄状況について記載してください。

（併用の場合は、最も利用している方法）

（人）

	自分でトイレ	トイレ誘導	ポータブルトイレ	尿瓶	おむつ	留置カテーテル	その他（ ）	計
利用者（全体）								
うち、拘束をしている者								

（4）利用者の要介護度について記載してください。

（人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
利用者（全体）								
うち、拘束をしている者								

(5) 利用者の認知症の程度（日常生活自立度）について記載してください。 (人)

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	計
利用者 (全体)									
うち、拘束を している者									

(6) 拘束している対象者について、拘束している時間別の人数を記載してください。(どの時間帯に拘束されることが多いですか)

(注) 日によって時間帯が異なる場合は、最も傾向が現れる時間帯としてください。 (人)

時間帯	1日中	日中のみ	夜間帯	食事 時間帯	その他 ( )	計
拘束している者						

#### 質問4

3要件を満たし身体拘束を実施する場合、どのような項目を記録しますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 入所者等の心身の状況
- イ 身体拘束の態様（具体的な方法）
- ウ 身体拘束の時間
- エ 身体拘束を行った理由
- オ 日々の心身の状態等の観察・再検討結果
- カ 特に記録していない
- キ その他 ( )

#### 質問5

3要件を満たし身体拘束を行う場合、誰の判断を得ますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 検討委員会など事業所全体での意思決定
- イ 施設長、院長
- ウ 担当医師
- エ 現場の責任者（看護師長等）
- オ 現場のスタッフ
- カ その他 ( )

#### 質問6

(1) 3要件を満たし身体拘束を行う場合、本人又は家族などに説明（同意）しますか。該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 本人又は家族など、口頭で説明（同意）している。
- イ 本人又は家族など、文書で説明（同意）している。
- ウ 口頭でも文書でも説明（同意）していない。
- エ その他 ( )

(2) 本人又は家族から拘束の希望や申出があった場合にどのように対応していますか。

- ア どのような理由であれ身体拘束は一切受け入れない。
- イ 身体拘束廃止の趣旨を説明し、3要件に従い施設が判断することに理解を得ている。
- ウ 希望や申し出に従い、やむを得ず身体拘束を行っている場合がある。
- エ その他 ( )

(3) 【表1】(2) 対象者数の(a)欄の対象者実人数合計のうち、本人又は家族から拘束の希望や申出があった人数の合計は何人ですか。

人
---

#### 質問7

(1) 【表1】(2) 対象者数の内、「④自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。」に該当者がいる事業所にお聞きします。そのような行為を行わないための努力を行っていますか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 見守りを強化している。
- イ バランス感覚向上や筋力アップのためのリハビリプログラム等など自立支援を強化している。
- ウ ベッドから転落してもけがをしないような環境を整えている。(低床ベット、床マット等)
- エ 離床センサー等を設置している。
- オ 特に行っていない。
- カ その他 ( )

(2) (1)でオ「特に行っていない。」に○をつけた事業所にお聞きします。行っていない理由は何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 取組を行っても改善が見込めないため。
- イ 取組を行う体制（有資格者の確保等）が整っていないため。
- ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。
- エ その他 ( )

(3) 【表1】(2) 対象者数の内、⑥ミトン型手袋等の装着に該当者がいる事業所にお聞きします。ミトン型手袋を装着する理由は何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 点滴や経管栄養等のためのチューブの抜去を防止するため。
- イ 皮膚の搔きむしりや傷口等にさわることを防止するため。
- ウ その他 ( )

(4) (3)でア「点滴や経管栄養等のためのチューブの抜去を防止するため。」に○をつけた事業所にお聞きします。チューブを利用しない栄養摂取のための取組等身体拘束を行わないための努力を行っていますか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 食事を経口摂取するための咀嚼や嚥下の訓練を行っている。
- イ できるだけ対象者がさわらない場所にチューブを固定する等の工夫をしている。
- ウ 特に行っていない。
- エ その他 ( )

(5) (4) でウ「特に行っていない。」に○をつけた事業所にお聞きします。行っていない理由は何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 取組を行っても改善が見込めないため。
- イ 取組を行う体制（有資格者の確保等）が整っていないため。
- ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。
- エ その他（ ）

(6) (3) でイ「皮膚の搔きむしりや傷口等にさわることを防止するため。」に○をつけた事業所にお聞きします。皮膚状態の維持・改善等身体拘束を行わないための努力を行っていますか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 治療薬や保湿剤等の塗布を適切に行っている。
- イ 特に行っていない。
- ウ その他（ ）

(7) (6) でウ「特に行っていない。」に○をつけた事業所にお聞きします。行っていない理由は何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 取組を行っても改善が見込めないため。
- イ 取組を行う体制（有資格者の確保等）が整っていないため。
- ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。
- エ その他（ ）

(8) 【表1】(2) 対象者数の内、「⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。」に該当者がいる事業所にお聞きします。そのような行為を行わないための努力を行っていますか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 体にあった車椅子を使用している。
- イ ずり落ち防止のために滑り止めやマットを使用している。
- ウ 車椅子は移動手段と考え、居心地の良い椅子やソファーで過ごすように努めている。
- エ 職員が見守りできる範囲で過ごしてもらっている。
- オ 特に行っていない。
- カ その他（ ）

(9) (8) でオ「特に行っていない。」に○をつけた事業所にお聞きします。行っていない理由は何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 取組を行っても改善が見込めないため。
- イ 取組を行う体制（有資格者の確保等）が整っていないため。
- ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。
- エ その他（ ）

(10) 【表1】(2) 対象者数の内、「⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。」に該当者がいる事業所にお聞きします。そのような行為を行わないための努力を行っていますか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 排泄状態のチェックを頻回に行い、汚れた状態を長く保たないよう心がけている。
- イ 皮膚観察を行い、塗り薬で痒みを防いでいる。
- ウ 見守りを強化している。
- エ 特に行っていない。
- オ その他 ( )

(11) (10) でウ「特に行っていない。」に○をつけた事業所にお聞きします。行っていない理由は何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 取組を行っても改善が見込めないため。
- イ 取組を行う体制（有資格者の確保等）が整っていないため。
- ウ 体制は整っているが取組を行う時間的な余裕が無いため。
- エ その他 ( )

#### 質問8

身体拘束禁止の対象となる具体的な11の行為以外の、以下の不適切なケアについて身体拘束にあたると思いますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ア ベッドの周りに障害物を置いてベッドから降りられないようしている。
- イ わざと重い椅子に座らせたり、椅子を壁や柱にぴったり付けて、自力で立ち上がることができなくしている。
- ウ 車椅子のタイヤの空気を抜いたり、車椅子の後ろに椅子などを置いて、車椅子で自走できないようにしている。
- エ 強い口調で叱責するなど言葉で相手の心身の動きを封じ込めている。
- オ ナースコールの電源を切っている。

### 3 前回調査からの変化と身体拘束廃止に向けた取組について

#### 質問9

(1) 前回の調査時点（令和元年8月1日）に身体拘束を行っていましたか。該当するところ1つに○をつけてください。

ア 行っていた。 → (2) へ進んでください

イ 行っていなかった。

ウ 令和元年8月1日以降に事業を開始した事業所である。 } → 質問8へ進んでください

(2) (1) で「ア 行っていた」に○をつけた事業所にお聞きします。

その後の身体拘束の状況はどう変化しましたか。該当するところ1つに○をつけてください。

ア 拘束はなくなった。

イ 減少した。 } → (3) へ進んでください

ウ やや減少した。

エ 変化なし。

オ やや増加した。 } → (4) へ進んでください

カ 増加した。

(3) (2) で「ア 拘束はなくなった。」「イ 減少した。」「ウ やや減少した。」に○をつけた事業所にお聞きします。

身体拘束をなくすこと、減少することができた理由は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

ア 組織のトップ（施設長、病院長等）や責任者（看護・介護部長等）が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底した（身体拘束廃止委員会等の設置）。

イ トップを含めスタッフ間で身体拘束の弊害をしっかり認識し、廃止できるか十分に議論して、共通の認識をもった。

ウ 個々の利用者について再度心身の状態をアセスメントし、行動・心理症状（BPSD）の原因の除去等の状況改善に努めた。

エ 転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくりをした（手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くする、弾力のある床材の使用など）。

オ スタッフ全員で助け合える柔軟な態勢づくりをした（利用者が落ち着かない状態にあるなど対応が困難な場合については、日中・夜間・休日を含め事業所等の他のスタッフを随時応援に入れるなど）。

カ その他 ( )

(4) (2) で「エ 変化なし。」「オ やや増加した。」「カ 増加した。」に○をつけた事業所にお聞きします。

身体拘束をなくすこと、減少することができ難い理由は何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

ア 転倒・転落事故を防ぐため（安全の確保）

イ 事故が起きた場合の事業所の法的責任問題が不安

ウ スタッフの人数不足

エ トップ、責任者、スタッフの認識・意欲の不足

オ 拘束をしないですむような福祉機器や設備の未導入

カ 拘束をしない具体的なケアの工夫が分からず

キ 安全の確保のために本人や家族が拘束を希望

ク その他 ( )

- (5) 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、身体拘束廃止に向けた取組に影響はありましたか。該当するところ1つに○をつけてください。
- ア 影響はあった（身体拘束が増加した）。
- イ 影響はなかった。
- ウ その他（ ）

- (6) (5)で「ア 影響はあった（身体拘束が増加した）。」に○をつけた事業所にお聞きします。増加した理由は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。
- ア 陽性者や濃厚接触者となった利用者の隔離に際して、感染拡大防止のために身体拘束を実施せざるを得なかった。
- イ 職員に陽性者や濃厚接触者が出てマンパワーが減少したことに伴い、利用者の安全確保のために身体拘束を実施せざるを得なかった。
- ウ 家族との面会や外出の機会が減少したことにより、利用者が不穏になる頻度が増えて、身体拘束を実施せざるを得なかった。
- エ その他（ ）

- (7) 感染防止対策と介護の質の維持・向上に取り組む職員の負担軽減策として、どのような取組をしていますか。該当するものすべてに○をつけてください。
- ア 新たな職員の増員を行った。
- イ 給与のベースアップや新たな手当の新設等人件費の改善を行った。
- ウ 可搬型リフトや浴槽リフト等の介護業務の負担を軽減する機器を整備した。
- エ ICT機器や事務支援ソフトウェア等の関係事務処理の負担を軽減する危機等を整備した。
- オ 新たに職員の資質向上のための研修等を行った。
- カ 職員のストレス軽減策を行った。
- キ その他（ ）

#### 質問10

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生した事故等（転倒・転落等による死亡、骨折、けが等で事故として記録があるもの）について、【下表】に該当するものがあれば、その件数を昼間・夜間・早朝別に記載してください。また、そのうち、死亡事故が発生した場合には、その件数も記載してください。

発生した事故等	昼 間	夜 間	早 朝	計	うち死亡事故
ベッドからの転落					
車いすからの転落					
歩行時の転倒					
入浴時の転倒					
移乗時の事故					
チューブの自己抜去					
誤嚥・窒息					
その他（ ）					
計					

(2) 身体拘束廃止に取り組んだ結果、介護に係る事故の発生状況はどうなりましたか。取組の影響によりどう変化したか、該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 増加した。
- イ やや増加した。
- ウ 変わらない。
- エ やや減少した。
- オ 減少した。
- カ 事故はなかった。
- キ 特に取組をしていないため回答できない。
- ク その他（ ）

(3) 発生した事故等によっては、増加、減少など変化が異なると思われます。身体拘束廃止の取組の影響により増加したのはどのような事故ですか。また、減少した事故はありますか。該当するところすべてに○をつけてください。

発生した事故等	増加した	減少した	変わらない
ベッドからの転落			
車いすからの転落			
歩行時の転倒			
入浴時の転倒			
移乗時の事故			
チューブの自己抜去			
誤嚥・窒息			
その他の ( )			

(4) (1) のような事故に対してどのような予防対策をしていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 事故予防（対策）委員会等の設置
- イ 事故予防（対策）マニュアルの作成
- ウ 施設サービス計画において事故等を未然に防ぐためのアセスメント実施
- エ 事故防止効果のある福祉用具や備品等の購入
- オ 職員への研修会の開催
- カ 事故発生報告、ヒヤリ・ハット報告等の作成及びカンファレンス
- キ 特に講じていない。
- ク その他（ ）

質問 11

(1) 身体拘束が厚生労働省令により原則禁止されていることについて、貴事業所の職員は知っていますか。該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 全ての職員に周知されている。
- イ 大半の職員が知っている。
- ウ 一部の職員が知っている。
- エ 知らない。
- オ その他 ( )

(2) 厚生労働省令の改正により、平成 30 度から介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に対して、「身体的拘束適正化検討委員会の 3 月に 1 回以上の開催」、「身体拘束等の適正化のための指針の整備」及び「介護従事者等に対する身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施」が義務づけられましたが、こうしたことに加え、貴事業所では身体拘束廃止について、どのような取組を実施していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ア ケアの方法や用具・設備・建物について、身体拘束を少なくするための改善を行っている。
- イ 職員に対して事業所内の研修を実施している。
- ウ ケアの方法などのマニュアルを作成している。
- エ 身体拘束ゼロ宣言をしている。
- オ 取組の長期、中期、短期の計画を策定している。
- カ 家族の意識を高めるための学習会や研修会などを実施している。
- キ 事業所外の研修に職員を派遣している。
- ク 特に取組をしていない。
- ケ その他 ( )

(3) 身体拘束を廃止するには事業所での検討委員会などにおける組織的取組が必要とされていますが、貴事業所の検討内容について、該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 個々の入所者について、状況の評価・検討を行っている。
- イ 身体拘束廃止に向けて事業所全体が計画的に取り組むための改善計画を策定している。
- ウ 身体拘束廃止に向けての数値目標を定めて取り組んでいる。
- エ 検討委員会を設置しているが、具体的な検討は行っていない。
- オ 検討委員会を設置していない。
- カ その他 ( )

#### 4 意見、質問等について

##### 質問 12

- (1) 身体拘束を廃止する場合に有効だった介護の工夫例がありましたら記載してください。  
(質問 2 の具体的な行為（【表 1】の①～⑪）に該当する場合には、その番号に対してどのような取組を実施したのか分かるよう番号も記載してください。)

（1）身体拘束を廃止する場合に有効だった介護の工夫例がありましたら記載してください。  
（質問 2 の具体的な行為（【表 1】の①～⑪）に該当する場合には、その番号に対してどのような取組を実施したのか分かるよう番号も記載してください。）

- (2) これまで受講した研修の中で、身体拘束や認知症利用者への対応など、より良いケアを提供するうえで参考になった研修がありましたら記載してください。（研修のタイトル、講師、研修内容など、分かる範囲で記載してください。）

（2）これまで受講した研修の中で、身体拘束や認知症利用者への対応など、より良いケアを提供するうえで参考になった研修がありましたら記載してください。（研修のタイトル、講師、研修内容など、分かる範囲で記載してください。）

- (3) その他意見、質問等ご自由に記載してください。

（3）その他意見、質問等ご自由に記載してください。

## 5 虐待防止について

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束も虐待に含まれますが、虐待には、「身体的」「心理的」「性的」「経済的」虐待の他「介護・世話の放棄・放任」があります。

高齢者の尊厳を守るためにには、このような虐待は、決して行ってはならないことです。

近年高齢者施設での虐待が社会問題化する中において、令和3年度の制度改正では、全ての事業所に対して、虐待防止検討委員会の設置・開催、虐待の防止のための指針の整備、虐待の防止のための研修の定期的な実施、これらを実施するための担当者の設置が義務づけられています（令和6年3月31日までの経過措置あり）。

貴施設におけるこれらに対する取組状況についてお聞きします。

### 質問13

(1) 事業所内に虐待防止検討委員会を設置・開催していますか。

ア はい

イ いいえ

(2) 事業所としての虐待防止のための指針を整備していますか。

ア はい

イ いいえ

(3) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。

ア はい

イ いいえ

(4) 虐待防止の取り組みを行うための担当者を設置していますか。

ア はい

イ いいえ

(5) この他、虐待を未然に防止するために、どのような取組を実施していますか。御自由に記載してください。

以上でアンケートは終了です。御協力いただきまして、ありがとうございました。

同封した封筒にこのアンケート用紙を入れて令和4年8月31日(水)までに無記名にて郵送してください。

# 利用者家族用

## 令和4年度 身体拘束に関する意識等アンケート調査票

本調査は、介護保険施設利用者等のご家族への身体拘束に関する意識調査であり、今後の県の身体拘束廃止推進事業に活かすことを目的としたものです。回答は全て統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはありません。ぜひ御協力ください。

静岡県福祉指導課

### 質問1

該当するところ1つに○をつけてください。

- (1) あなたの年齢 ア 10代 イ 20代 ウ 30代  
エ 40代 オ 50代 カ 60代  
キ 70代 ク 80代 ケ 90歳以上

(2) 利用されている方から見たあなたの続柄

- ア 配偶者 イ 子供 ウ 兄弟姉妹 エ 父母 オ 孫  
カ その他親族 キ その他 ( )

### 質問2

施設を利用されている方の状況について、該当するところ1つに○をつけてください。

(令和4年7月の利用状況) ※複数利用されている場合は、主な施設のみを選択

(1) 利用施設の種類

- ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
イ 介護老人保健施設  
ウ 介護療養型医療施設  
エ 介護医療院  
オ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム）  
カ 短期入所生活介護・指定短期入所療養介護（ショートステイ）  
キ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
ク 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護  
ケ 地域密着型特定施設入居者生活介護  
(定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム)  
コ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）  
サ その他 ( )  
シ 利用なし → 質問3へ進んでください

(2) 利用されている方の性別 ア 男性 イ 女性

(3) 利用されている方の年齢 ア 60歳未満 イ 60代 ウ 70代  
エ 80代 オ 90歳以上

(4) 利用期間

- ア 1年未満 イ 1~2年未満 ウ 2~3年未満 エ 3~4年未満  
オ 4~5年未満 カ 5年以上

### 質問3

(1) 「身体拘束」という言葉を聞いたことがありますか。該当するところ1つに○をつけて

ください。

ア 聞いたことがあり、意味も分かる。  
イ 聞いたことはあるが、意味がよく分からない。  
ウ 初めて聞いた。

(2) 介護保険施設等では、原則として身体拘束を行ってはならないことを知っていますか。該当するところ1つに○をつけてください。

ア 施設等から説明を受けて、知っている。  
イ 新聞、ポスター等を見て、知っている。  
ウ その他の方法で、知っている。  
エ 初めて聞いた。

(3) 下表の行為（①～⑪）は身体拘束にあたると思いますか。該当するところ1つに○をつけてください。

具体的な行為	これらの行為は身体拘束にあたると思いますか。		
	思 う	思 わ な い	わ か ら な い
①徘徊しないように、車いすやいす・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。			
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。			
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。			
④自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）や壁で囲む。			
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。			
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。			
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。			
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなすを使用する。			
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。			
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。			
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。			

(4) 前記の①～⑪の行為は、厚生労働省が作成した「身体拘束ゼロへの手引き」に記載された、介護保険指定基準において禁止の対象となっている具体的な身体拘束の行為ですが、本人あるいはその他入所者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は認められていません。利用されている方や他の利用者に対して身体拘束がありましたか（または見たことがありますか）。

- ア 現在、身体拘束が行われている。 イ 過去に身体拘束が行われていた。  
ウ 身体拘束は行われていない。 エ わからない。  
オ その他（ ）

(5) 身体拘束が行われる場合に、施設等から利用されている方又は家族などに説明があり、同意を求められましたか。該当するところ1つに○をつけてください。

内 容		記入欄
説明があった。	文書で同意した	
	口頭で同意した。	
	同意しなかった。	
説明がなかった。	文書で同意した	
	口頭で同意した。	
拘束があると聞いていないので、特にない。		
わからない。		
その他（ ）		

(6) 身体拘束は原則禁止となっていますが、このことについてどうお考えですか。該当するものすべてに○をつけてください。

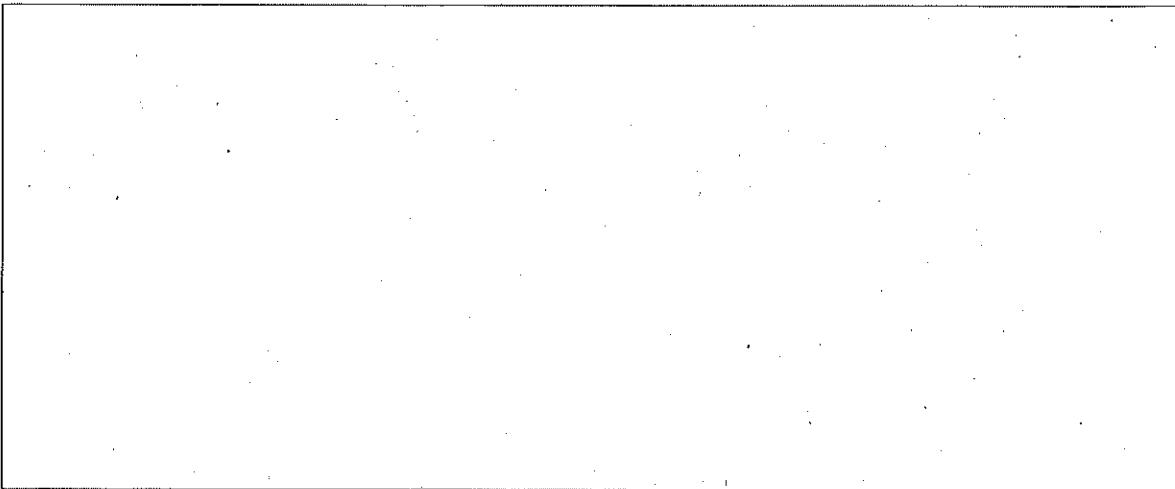
- ア 原則禁止は、良いことだと思う。  
イ 本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う。  
ウ 他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束した方がよいと思う。  
エ 転倒による怪我等の危険性を考えると夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある。  
オ 本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない。  
カ 施設等に迷惑がかかるならば、拘束はやむを得ない。  
キ わからない。  
ク その他（ ）

(7) 身体拘束を行なわず転倒による骨折等につながる危険性についてどのようにお考えですか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 骨折や死亡を防げるのであれば身体拘束してほしい。  
イ 事業所の判断に任せる。  
ウ 身体拘束は行なってほしくない。  
エ その他（ ）

質問4

身体拘束に関する疑問点、悩み、意見、要望がありましたら、御記入ください。



アンケートに御協力いただきまして、ありがとうございました。

同封した封筒にこのアンケート用紙を入れて令和4年8月31日（水）までに無記名にて郵送してください。

身体拘束に関するアンケート調査結果

令和5年2月

編集 静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

〒420-8601 静岡市追手町9番6号

TEL (054) 221-3256

FAX (054) 221-2142

